

苓北町
第3期障がい者計画
第5期障がい福祉計画
第1期障がい児福祉計画
(素案)

目次

第1部 総論.....	2
第1章 計画の策定にあたって.....	3
1. 計画策定の背景.....	3
2. 障がい者施策をめぐる国の動向.....	4
3. 計画の性格.....	6
4. 計画の期間.....	6
5. 他計画との関係.....	7
6. 計画の策定体制.....	8
第2章 障がいのある人を取り巻く現状.....	9
1. 障がい者の状況.....	9
2. 障がい福祉に関するアンケートまとめ.....	16
第3章 計画の推進体制.....	34
1. 関係機関との連携.....	34
2. 計画の進行管理体制.....	34
第2部 第3期障がい者計画.....	36
第1章 計画の基本的な考え方.....	38
1. 基本理念.....	38
2. 計画の基本的方向.....	39
3. 施策の体系.....	40
第2章 具体的な施策の展開.....	41
1. 啓発・広報.....	41
2. 教育.....	43
3. 雇用・就業.....	45
4. 保健・医療.....	47
5. 生活支援.....	49
6. 生活環境.....	51
7. 社会参加.....	54
8. 行政サービス等における配慮.....	56
第3部 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画.....	58
第1章 障がい福祉計画の考え方.....	59
第2章 計画の目標値の設定.....	60
1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	60
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	60
3. 地域生活支援拠点等の整備.....	61
4. 福祉施設から一般就労への移行等.....	61
5. 障害児支援の提供体制の整備等.....	62
第3章 障害福祉サービス等の見込み量.....	63

1. 訪問系サービス.....	63
2. 日中活動系サービス	65
3. 居住系サービス.....	70
4. 相談支援.....	72
5. 障害児通所支援・障害児相談支援.....	74
第4章 地域生活支援事業の推進.....	76
1. 必須事業.....	76
2. 任意事業.....	78

第1部

総論

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

我が国における障がい者を取り巻く環境は、今日にいたるまで目まぐるしく変化してきました。

国においては、平成 18 年 4 月に「障害者自立支援法」が施行され、これまで身体・知的・精神などの障がい種別ごとに対応してきた障がい福祉サービスを「市町村を中心に、年齢、障がい種別を超えた一元的な体制を整備し、地域における障がい者福祉を実現する」という方向が示されました。また、計画的なサービス提供基盤の整備のため、「障がい福祉計画」の策定が義務付けられました。

その後、障害保健福祉施策を見直すまでの間において「障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の施行による利用者負担の見直しや相談支援の充実等を経て、平成 25 年度からは、障害者自立支援法が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として施行されました。

この障害者総合支援法において、障がい者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと並びに社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行わなければならない旨を基本理念として掲げられています。

障害者基本法の改正については、「障害者基本法の一部を改正する法律案」が平成 23 年 4 月 22 日に国会に提出され、同年 7 月 29 日に可決、成立し、平成 23 年 8 月 5 日に公布されています。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」は平成 24 年 10 月より施行され、障がい者に対する差別的取り扱いを禁止し、公的機関に必要な配慮を義務付ける「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」については平成 28 年 4 月より施行されました。

本町では、平成 24 年度に「苓北町第 2 期障がい者計画（平成 24 年度～平成 29 年度）」、平成 27 年 3 月に「苓北町第 4 期障がい福祉計画（平成 27 年度～29 年度）」を策定し、様々な障がい者施策を推進してきましたが、平成 29 年度で両計画期間終了を迎えることから、国の基本指針や近年行われた障がい者制度改革を踏まえ、現行計画の見直しを行い、今後も障がいのある人が地域の中で安心して暮らせる社会づくりを進めていきます。

また、平成 28 年に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、平成 30 年度から、市町村及び都道府県に「障害児福祉計画」の作成が義務づけられます。「苓北町第 1 期障がい児福祉計画」は、障害児通所支援等の提供体制を整備し、円滑な実施を確保していくために策定しました。

2. 障がい者施策をめぐる国の動向

成立・策定	名称	内容
平成23年6月 成立	「障害者虐待防止法」の成立	正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。この法律において虐待とは、養護者によるもの、障害者福祉施設従事者などによるもの、使用者によるものがあり、その類型としては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト（放置・怠慢）の行為すべてを指します。また、市町村において虐待の早期発見と防止策を講じる責務を明記するとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。平成24年10月1日から施行。
平成23年7月 成立	「障害者基本法」の改正	この法律においては、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという理念にのっとり、すべての人が相互に人格と個性を尊重する「共生社会」を実現することを目的に掲げています。また、障がい者の定義が見直され、制度や慣行、観念などを含む「社会的障壁により日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする定義が追加されるとともに、そのような社会的障壁を取り除くための配慮を求めています。これらをもとに、地域社会での生活の選択の機会、意思疎通の手段の選択の機会、共に学ぶ教育、雇用の安定と促進など、あらゆる場面における差別の禁止と合理的配慮のための方向性が定められています。
平成24年6月 成立	「障害者総合支援法」の施行	従来の障害者自立支援法に替わる法律として制定され、正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。これまで通り、障害福祉サービスの提供などについて定められるとともに、障害者総合支援法では障害福祉サービスなどの対象となる障害者の範囲に難病患者なども含まれることも定められました。 平成29年4月1日より、対象となる難病が358疾患へ拡大されました。また、平成30年4月1日より、対象となる難病が24疾患追加されることが決定しています。

成立・策定	名称	内容
平成25年6月 成立	「障害者雇用促進法」の改正	これまでも法定雇用率制度の見直しなどが行われてきましたが、この改正においては雇用の分野における障がい者を理由とする差別的な取扱いが禁止されること、法定雇用率算定に精神障がい者を加えることなどが盛り込まれました。平成28年4月1日から施行（合理的配慮の提供義務規定は平成30年4月1日から施行）。
平成25年6月 成立	「障害者差別解消法」の制定	平成25年6月成立。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。この法律においては、障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障がい者を理由とする差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取組に関する要領を定めることなどが規定されています。平成28年4月1日から施行。
平成25年9月 策定	「第3次障害者基本計画」の策定	平成25年度から平成29年度までの5年間の期間とし、国の障がい者施策の基本的方向について定められています。本計画では、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定などを踏まえ、地域における共生、差別の禁止、自己決定の尊重などの基本原則を強化するとともに、施策分野として「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」の3つの分野が新設されています。
平成28年6月 成立	「障害者総合支援法及び児童福祉法」の改正	平成30年4月施行。主な内容としては、「自立生活援助の創設」、「就労定着支援の創設」、「高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用」、「障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）」、「医療的ケアを要する障害児に対する支援」等が定められています。

3. 計画の性格

(1) 苓北町障がい者計画について

苓北町障がい者計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として、苓北町における障がい福祉施策の基本的な計画となるものです。

(2) 苓北町障がい福祉計画について

苓北町障がい福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、障がい者の自立支援、生活支援の観点から障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

(3) 苓北町障がい児福祉計画について

苓北町障がい児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関して定める計画です。

4. 計画の期間

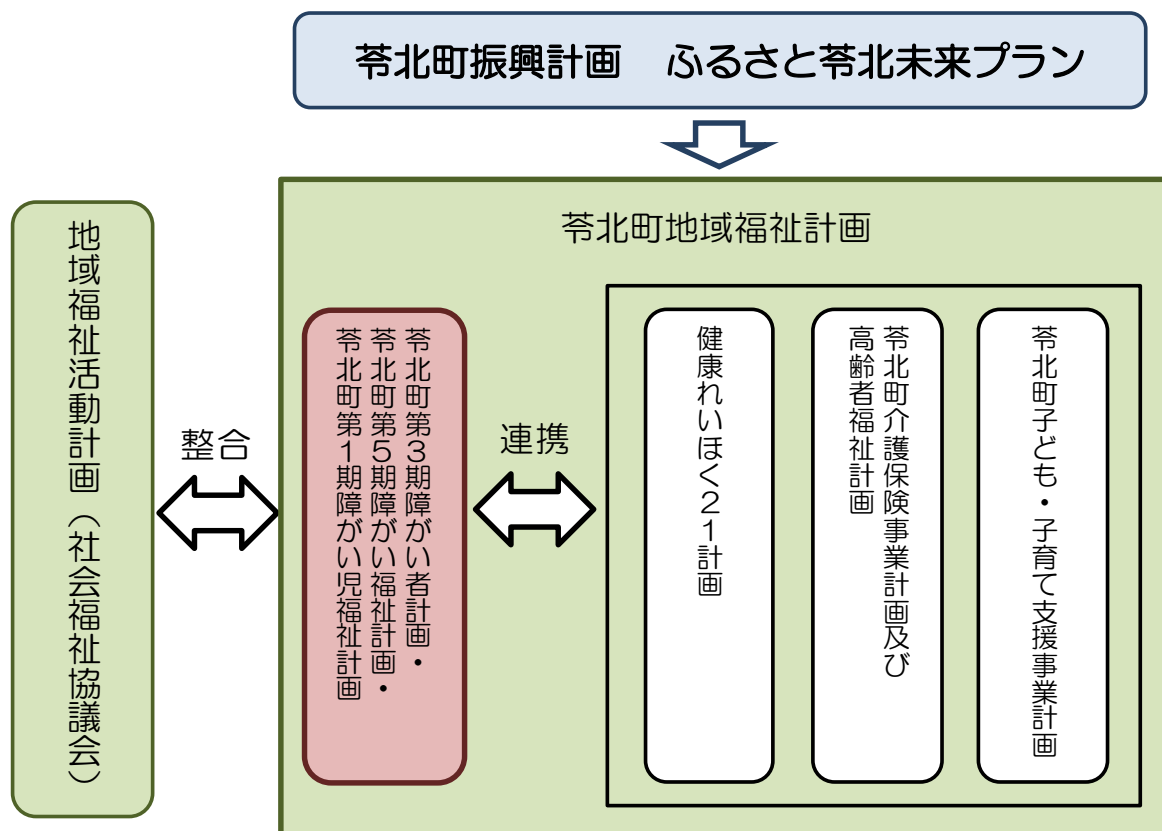
苓北町第 3 期障がい者計画は、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間とし、苓北町第 5 期障がい福祉計画・苓北町第 1 期障がい児福祉計画は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。

< 計画の期間と見直し時期 >

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度	平成 38年度
第 2 期 障がい者計画			第 3 期 障がい者計画						第 4 期 障がい者計画		
		今回見直し						見直し			
第 4 期 障がい福祉計画			第 5 期 障がい福祉計画			第 6 期 障がい福祉計画		第 7 期 障がい福祉計画			
		今回見直し			見直し			見直し			見直し
		新規策定	第 1 期 障がい児福祉計画			第 2 期 障がい児福祉計画		第 3 期 障がい児福祉計画			
					見直し			見直し			見直し

5. 他計画との関係

本計画は、国の「第3次障害者基本計画」と「第5期熊本県障がい者計画 くまもと障がい者プラン」の内容を十分に踏まえながら、「苓北町振興計画 ふるさと苓北未来プラン」の具体的な部門別計画として位置づけ、「第3次苓北町地域福祉計画」や他の関連計画等との整合・調整を図りながら計画を推進していきます。



6. 計画の策定体制

本計画は、障がい者の実態、各種サービス利用の現状、意向等を把握するほか、広く住民の意見を反映させるためアンケート調査やパブリックコメント（意見公募）を実施しました。

また、障がい者団体関係者をはじめ保健・医療・福祉関係者、学識経験者等で構成する計画策定委員会において計画案の審議をしました。

○障がいのある住民に対する実態調査の実施

障がい福祉施策に対する意識、制度やサービスの利用状況・意向等を把握するため、障がいのある住民を対象としてアンケート調査を実施しました。

○パブリックコメントの実施

広く住民の意見を聴き、計画検討の参考とするため、ホームページ等によるパブリックコメントを実施しました。

○計画策定委員会による審議

本計画を策定するに当たっては、障がい者団体関係者をはじめ保健・医療・福祉等各分野の関係者、学識経験者等で構成する計画策定委員会において審議しました。

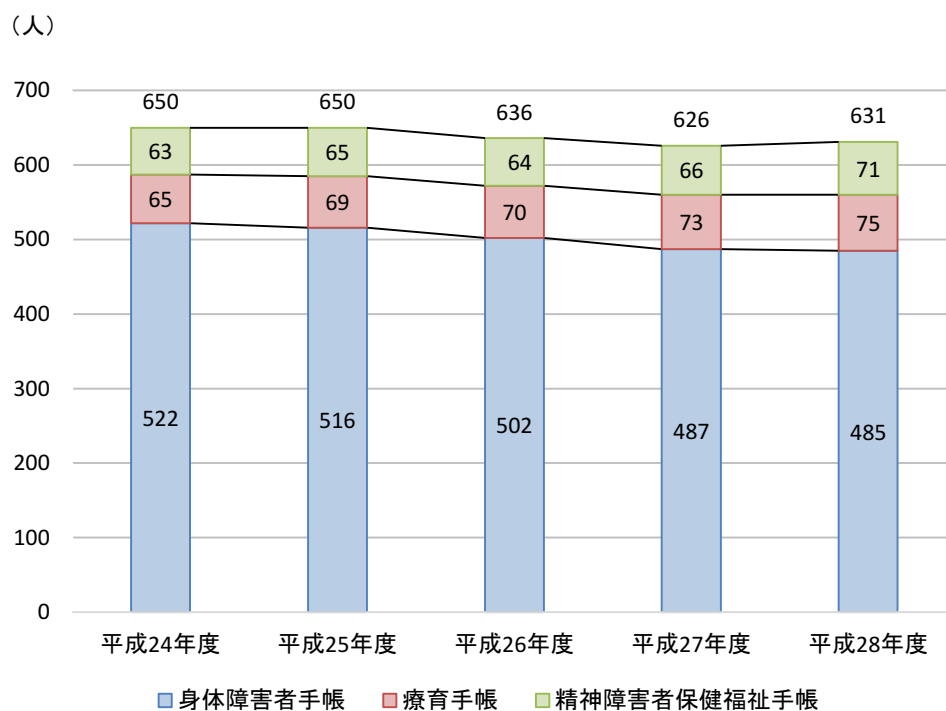
第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1. 障がい者の状況

(1) 障がい者（全体）の状況

平成28年度末現在の障害者手帳所持者数は631人（身体障害者手帳：485人、療育手帳：75人、精神障害者保健福祉手帳：71人）となっています。平成24年度末と比較すると、19人（身体障害者手帳：37人減、療育手帳：10人増、精神障害者保健福祉手帳：8人増）減少しています。

＜障害者手帳所持者数の推移＞



	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障害者手帳	522	516	502	487	485
療育手帳	65	69	70	73	75
精神障害者保健福祉手帳	63	65	64	66	71
合計	650	650	636	626	631

資料：＜手帳所持者数＞ 福祉保健課（各年度末現在）

(2) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数は、平成 28 年度末現在で 485 人であり、平成 24 年度末の 522 人と比較して 37 人の減少となっています。

年代別の推移をみると、約 8 割が 65 歳以上の高齢者となっており、今後その傾向が強くなると予想されます。

障がい程度別の推移をみると、各等級とも横ばい、もしくは減少傾向にあります。

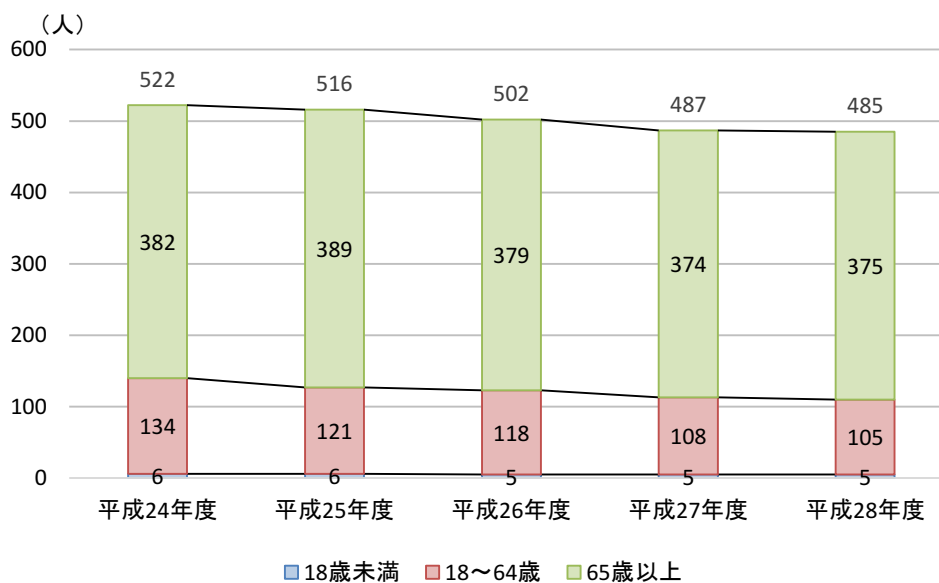
平成 28 年度末の障がい種別身体障害者手帳所持者数は、「肢体不自由」が 239 人で最も多く、約 5 割を占めています。

(単位：人)

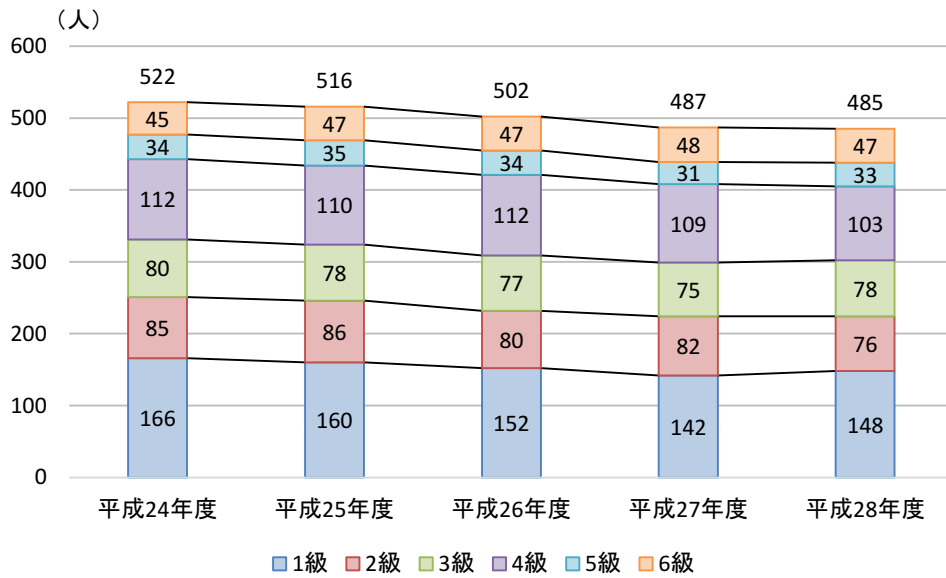
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
合計		522	516	502	487	485
年代別	18歳未満	6	6	5	5	5
	18歳～64歳	134	121	118	108	105
	65歳以上	382	389	379	374	375
障害程度別	1級	166	160	152	142	148
	2級	85	86	80	82	76
	3級	80	78	77	75	78
	4級	112	110	112	109	103
	5級	34	35	34	31	33
	6級	45	47	47	48	47
障害種別	視覚障がい	29	27	27	28	30
	聴覚・平衡機能障がい	67	70	69	68	68
	音声・言語・そしゃく機能障がい	11	10	10	10	11
	肢体不自由	262	265	253	246	239
	内部障がい	153	144	143	135	137

資料：福祉保健課

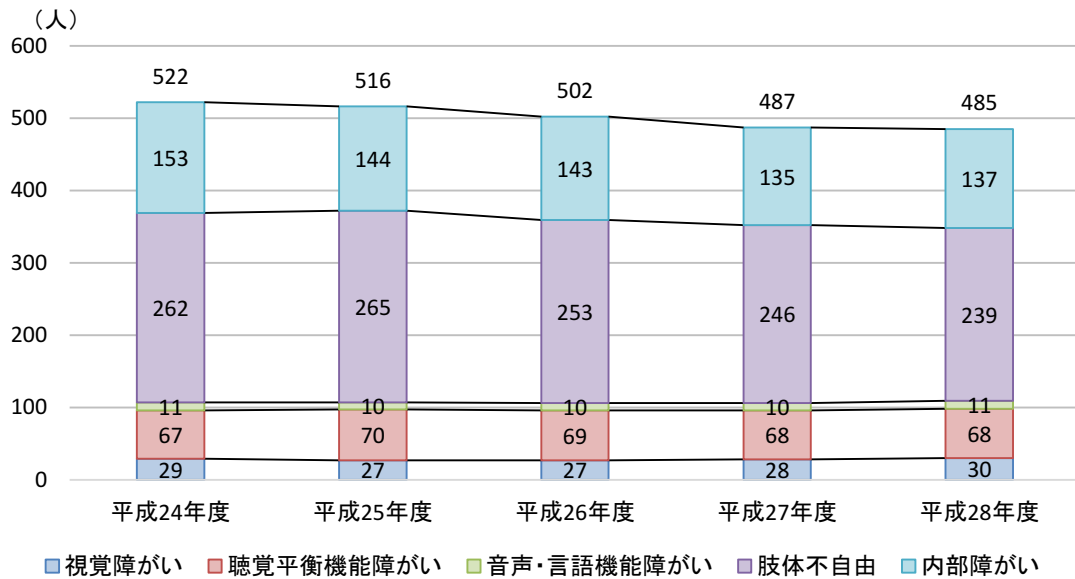
<年代別身体障害者手帳の所持者数の推移>



＜障がい程度別身体障害者手帳所持者数の推移＞



＜障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移＞



(3) 知的障がい者の状況

療育手帳の所持者数は、平成28年度現在で75人であり、平成24年度の65人と比較して10人の増加となっています。

障がい程度別療育手帳所持者数の推移をみると、いずれの年度も「B判定」が「A判定」を上回っており、「A判定」はほぼ横ばい傾向にあり、「B判定」は増加傾向にあります。
(障がいの程度は、A判定の方がB判定より重くなっています。)

平成28年度末の年齢別の療育手帳所持者数は、18～64歳が56人で最も多く、次いで18歳未満が12人、65歳以上が7人となっています。

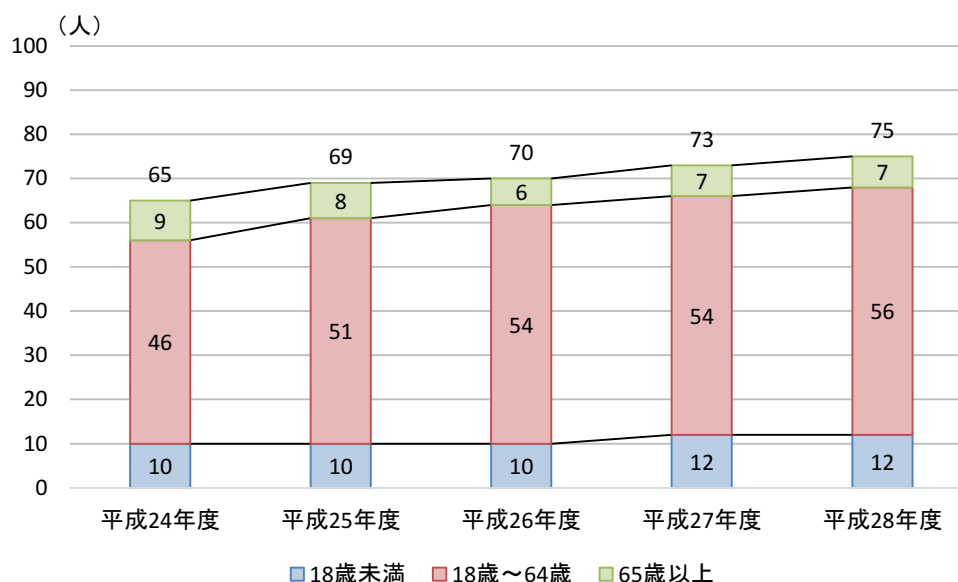
年齢別の推移をみると、18歳未満と65歳以上は増加傾向で推移しています。

(単位：人)

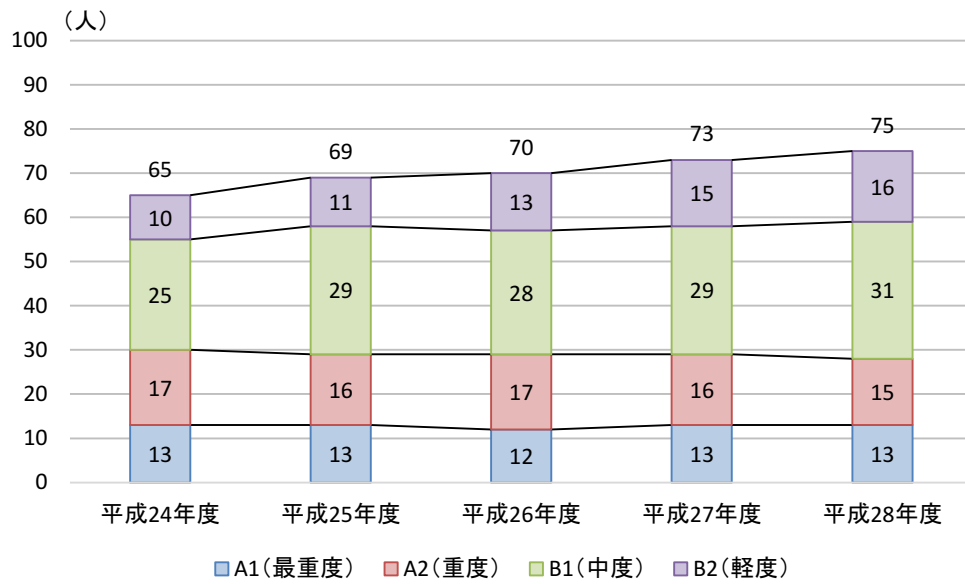
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
合計		65	69	70	73	75
年代別	18歳未満	10	10	10	12	12
	18歳～64歳	46	51	54	54	56
	65歳以上	9	8	6	7	7
障害程度別	A1(最重度)	13	13	12	13	13
	A2(重度)	17	16	17	16	15
	B1(中度)	25	29	28	29	31
	B2(軽度)	10	11	13	15	16

資料：福祉保健課

<年代別療育手帳の所持者数の推移>



＜障がい程度別療育手帳所持者数の推移＞



(4) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成 28 年度末現在で 71 人であり、平成 24 年度の 63 人と比較して 8 人の増加となっています。

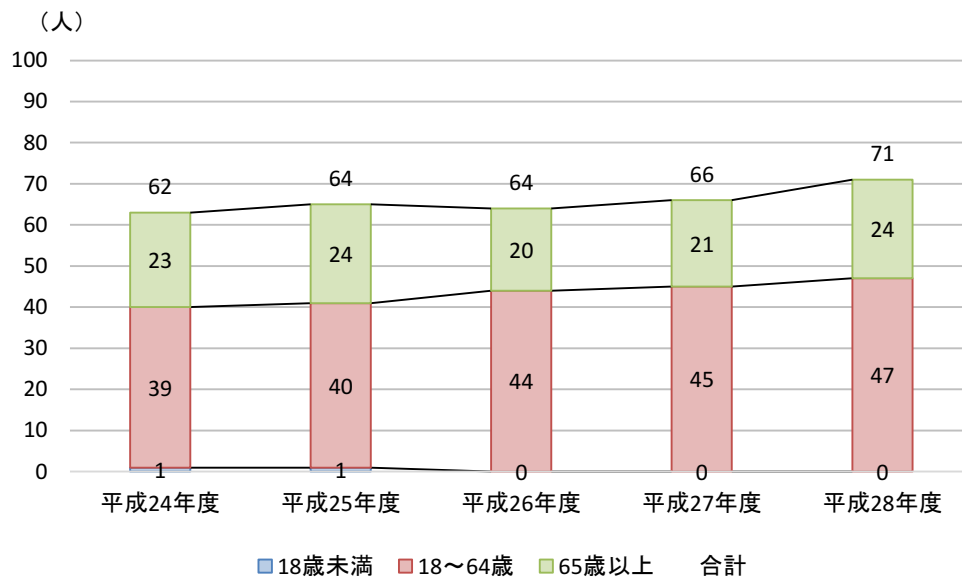
障がい程度別では、重い順に「1 級」「2 級」「3 級」の順となっており、平成 27 年度からは「2 級」の割合が最も高くなっています。

(単位：人)

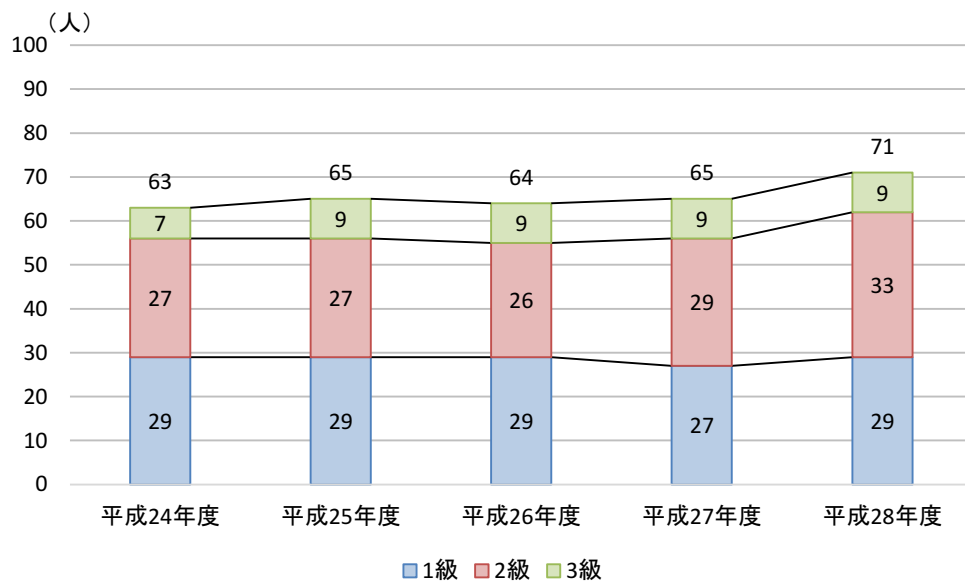
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
合計		63	65	64	66	71
年代別	18歳未満	1	1	0	0	0
	18歳～64歳	39	40	44	45	47
	65歳以上	23	24	20	21	24
障害程度別	1級	29	29	29	27	29
	2級	27	27	26	29	33
	3級	7	9	9	9	9

資料：福祉保健課

<年代別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移>



＜障がい程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移＞



2. 障がい福祉に関するアンケートまとめ

(1) 調査の概要

①調査の目的

心身に障がいのある人や障がいのある子どもの現状やニーズを把握するために、アンケートにお答えいただき、計画策定の基礎資料を得る目的で実施しました。

②調査の設計

対象者	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者	障がいのある子どもの保護者
対象者数	300名	50名
方法	郵送による配布・回収	
時期	平成29年10月20日～平成29年11月10日	
回収結果 (回収率)	200サンプル (66.6%)	22サンプル (44.0%)
主な 調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ●対象者の属性 ●現在の生活について ●情報収集について ●住まいや暮らしについて ●福祉サービスについて ●就労について ●外出について ●権利擁護について ●災害時の避難等について ●苓北町について 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象者の属性 ●現在の生活について ●情報収集について ●保育・教育について ●福祉サービスについて ●障がいを理由とした差別について ●災害時の避難等について ●苓北町について

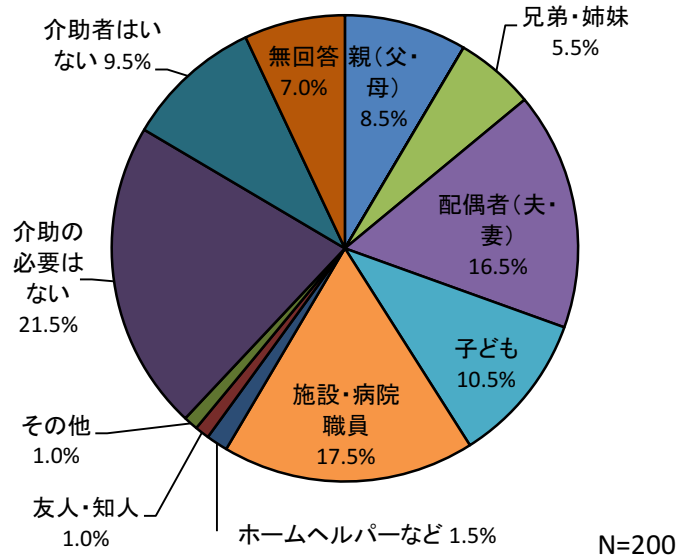
- 端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。
- 図表の構成比(%)は小数第2位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問は、すべての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。

(2) アンケート調査の結果

①障がいのある人への調査

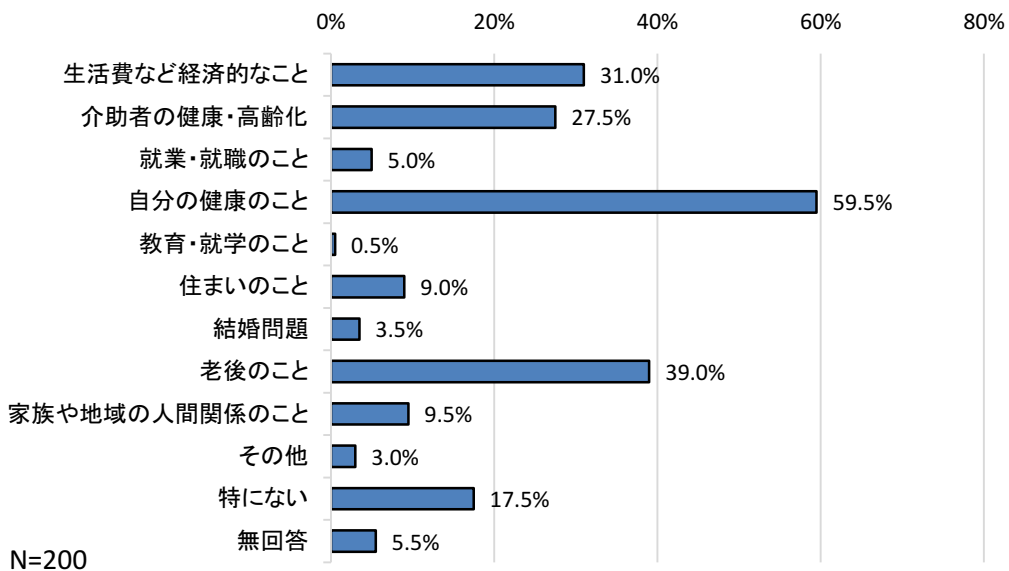
・介助者について

「介助の必要はない」が21.5%と最も多く、次いで「施設・病院職員」が17.5%、「配偶者（夫・妻）」が16.5%となっています。



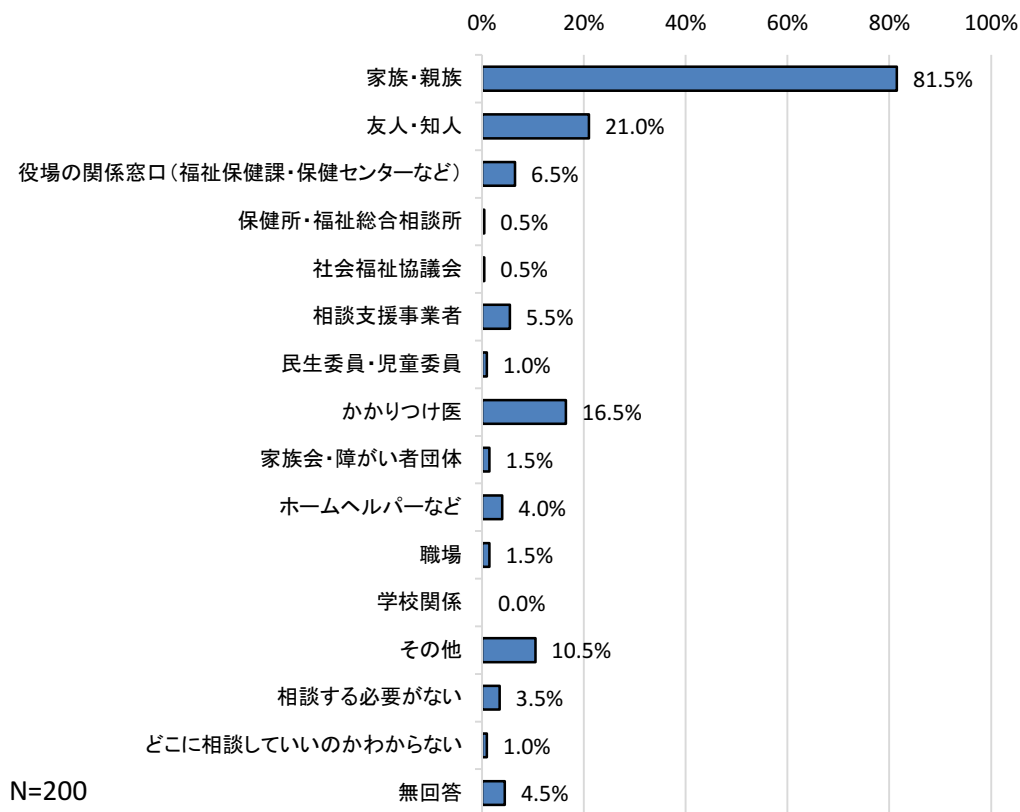
・現在の生活での不安や悩みについて

「自分の健康のこと」が59.5%と最も多く、次いで「老後のこと」が39.0%、「生活費など経済的なこと」が31.0%となっています。



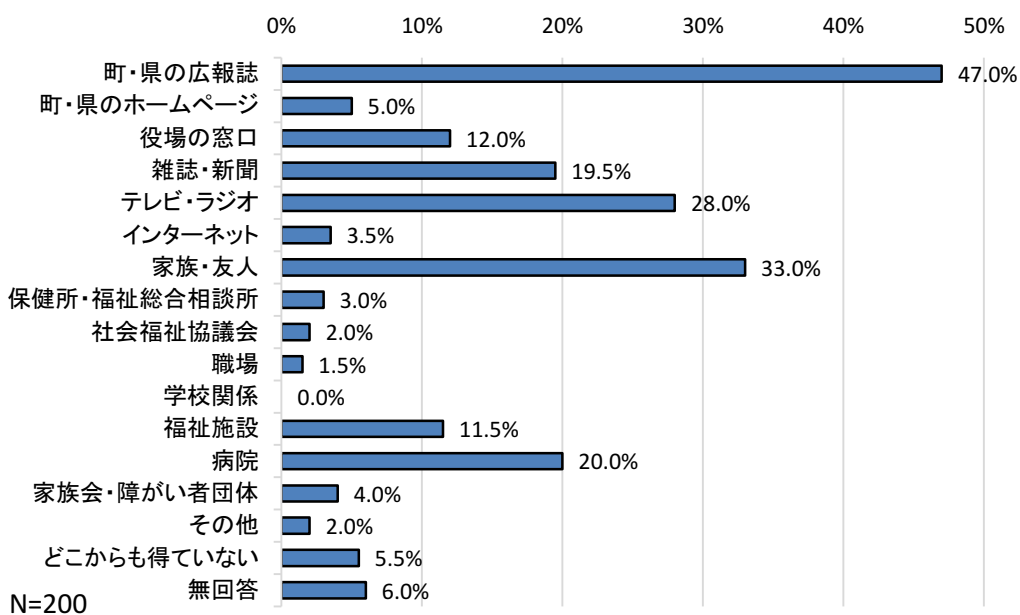
・悩みや困りごとを相談する相手について

「家族・親族」が81.5%と最も多く、次いで「友人・知人」が21.0%、「かかりつけ医」が16.5%となっています。



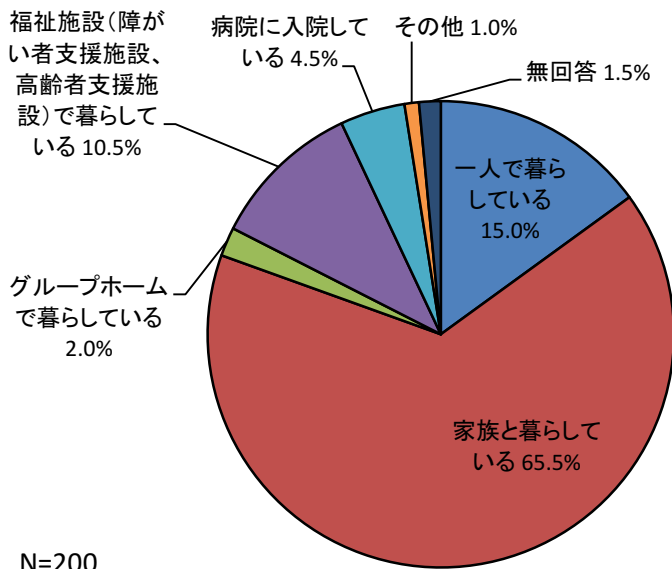
・福祉に関する情報どこから得ているかについて

「町・県の広報誌」が47.0%と最も多く、次いで「家族・友人」が33.0%、「テレビ・ラジオ」が28.0%となっている。



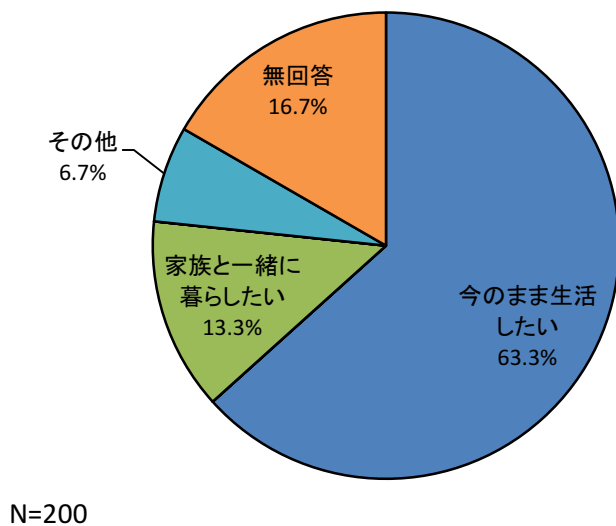
• 現在の暮らし方について

「家族と暮らしている」が65.5%と最も多く、次いで「一人で暮らしている」が15.0%、「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」が10.5%となっている。



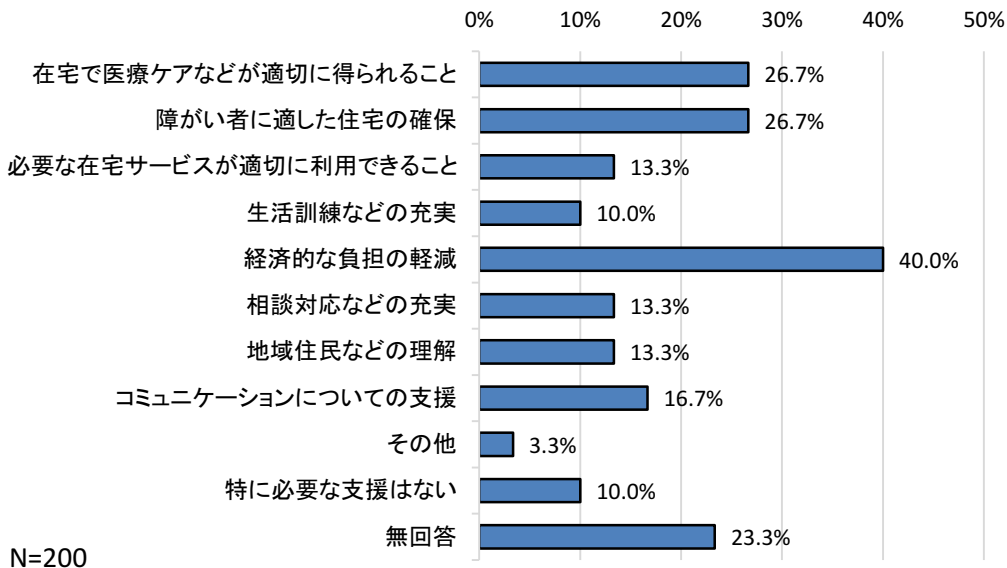
• 将来の暮らし方について

「今のまま生活したい」が63.3%と最も多く、次いで「家族と一緒に暮らしたい」が13.3%、「その他」が6.7%となっている。



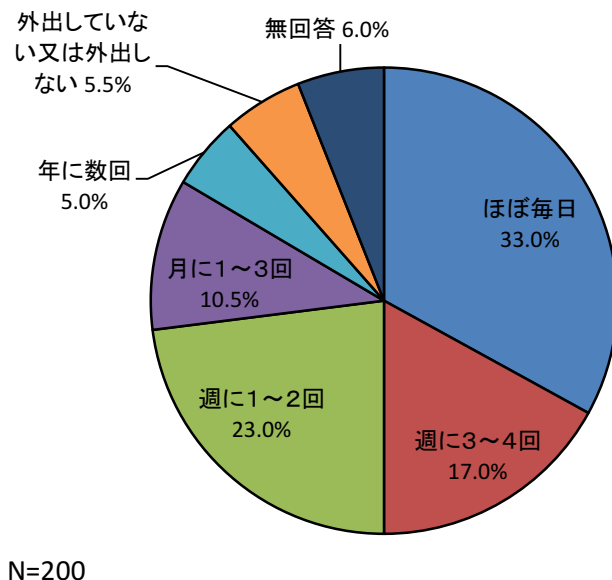
- 地域で生活するための支援について

「経済的な負担の軽減」が40.0%と最も多く、次いで「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」、「障がい者に適した住宅の確保」がともに26.7%となっている。



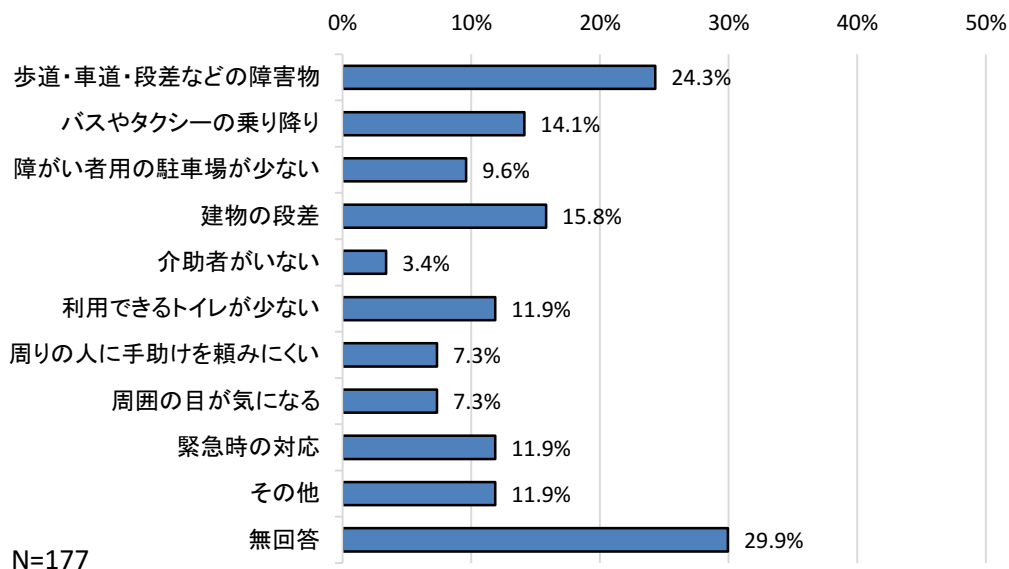
- 外出の頻度について

「ほぼ毎日」が33.0%と最も多く、次いで「週に1～2回」が23.0%、「週に3～4回」が17.0%となっている。



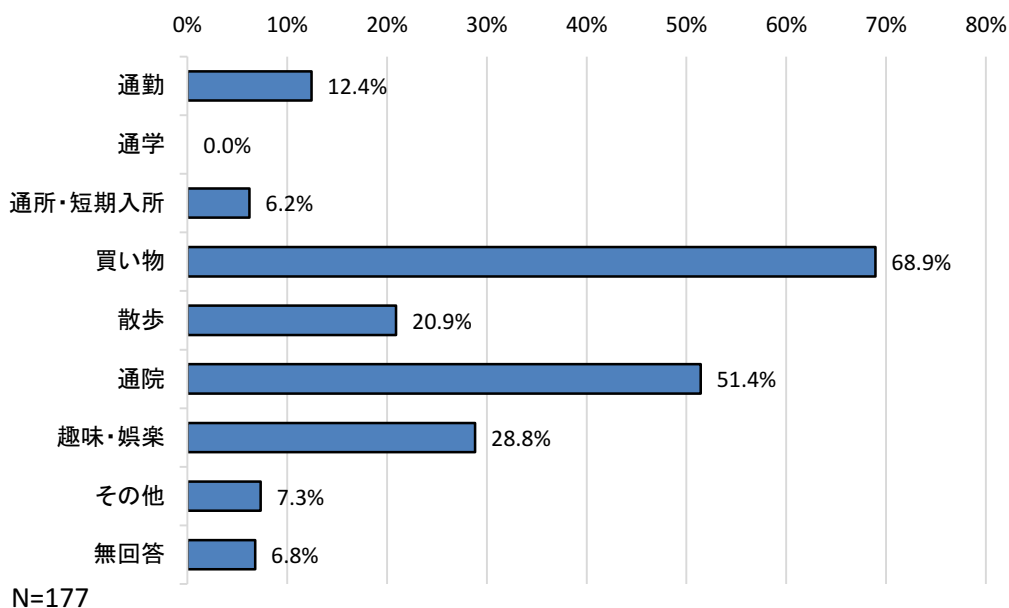
• 外出時に困ること

「歩道・車道・段差などの障害物」が24.3%と最も多く、次いで「建物の段差」が15.8%、「バスやタクシーの乗り降り」が14.1%となっている。



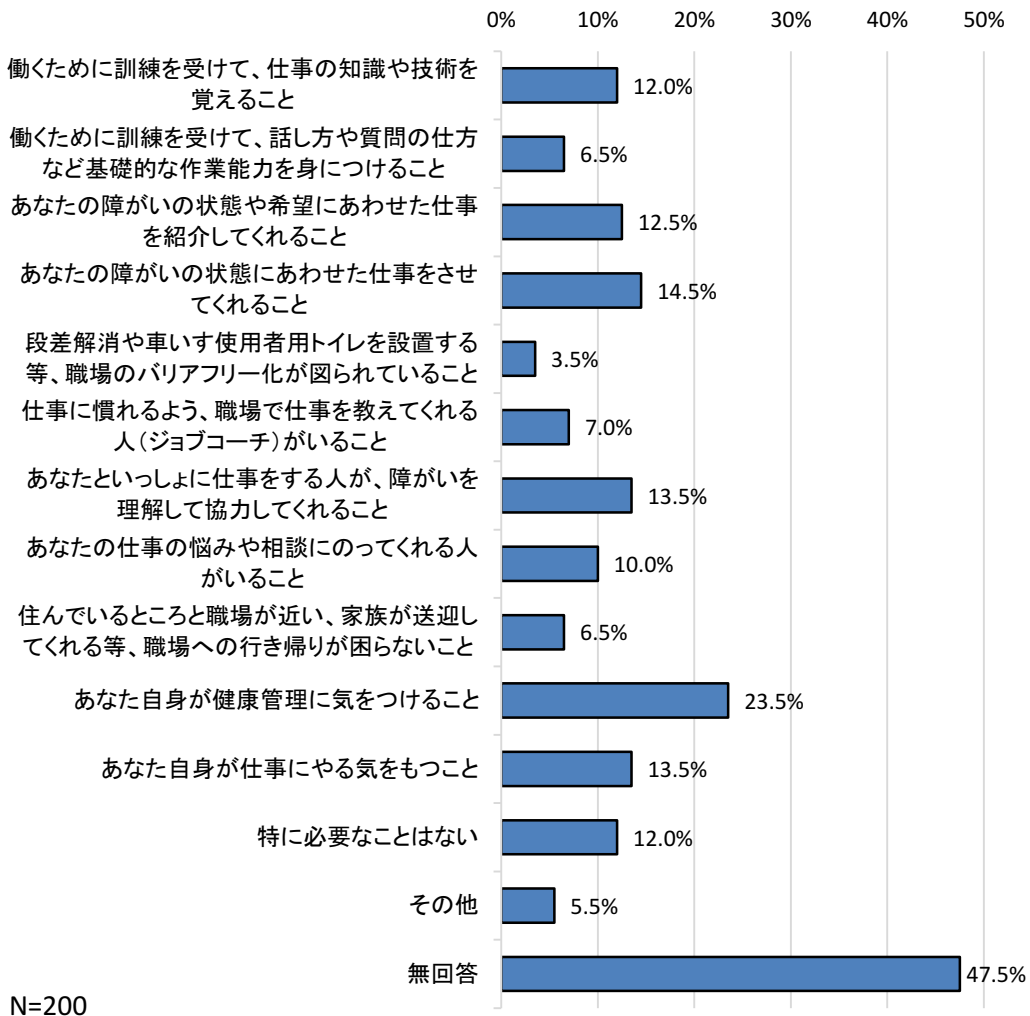
• 外出の目的

「買い物」が68.9%と最も多く、次いで「通院」が51.4%、「趣味・娯楽」が28.8%となっている。

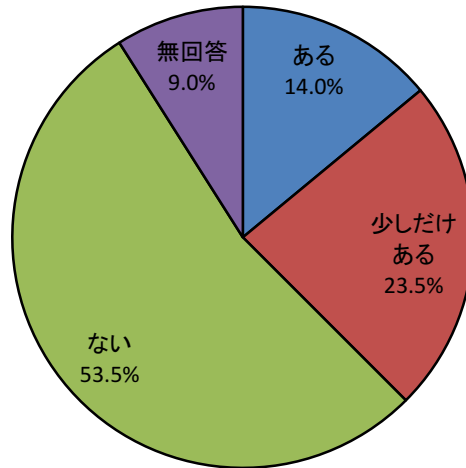


• 就労するために必要なこと

「あなた自身が健康管理に気を付けること」が23.5%と最も多く、次いで「あなたの障がいの状態にあわせた仕事をさせてくれること」が14.5%、「あなたといっしょに仕事をする人が、障がいを理解して協力してくれること」、「あなた自身が仕事にやる気をもつこと」がともに13.5%となっている。

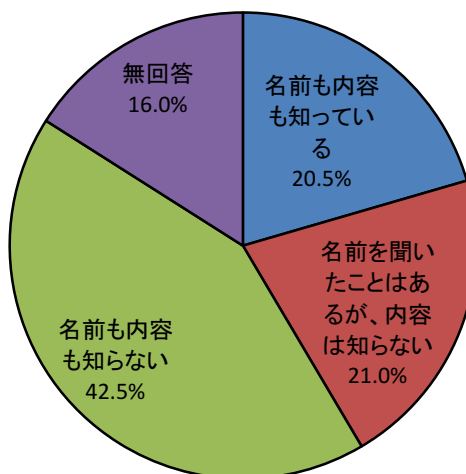


- 障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるかについて
「ない」が53.5%と最も多く、次いで「少しだけある」が23.5%、「ある」が14.0%となっている。



N=200

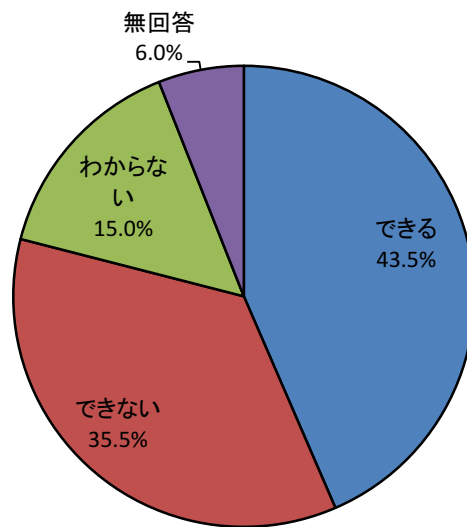
- 成年後見制度について
「名前も内容も知らない」が42.5%と最も多く、次いで「名前も内容も知っている」が20.5%、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が21.0%となっている。



N=200

• 災害時の一人での避難について

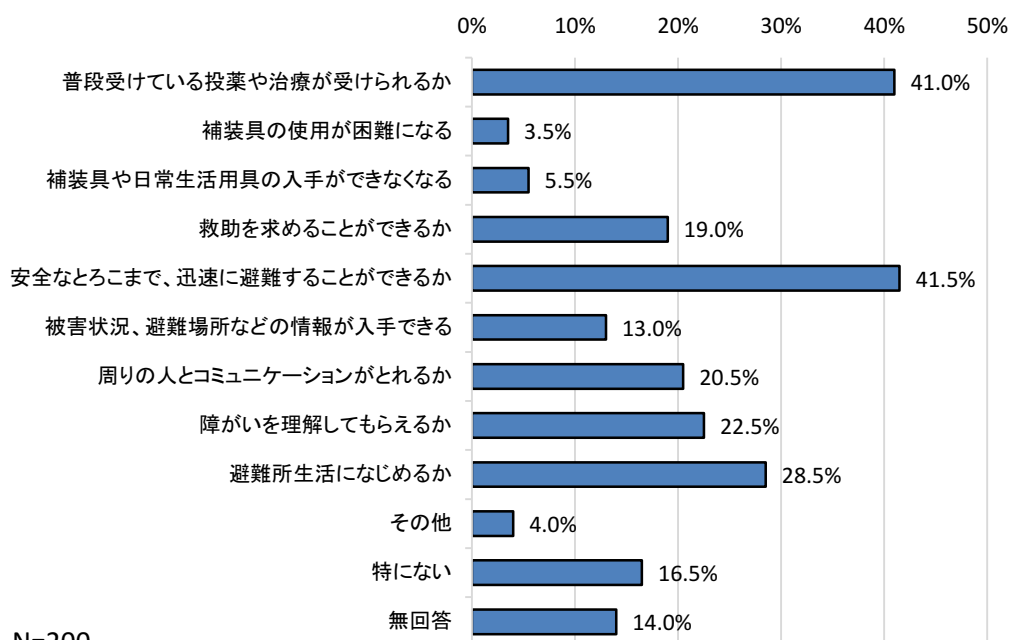
「できる」が 43.5%と最も多く、次いで「できない」が 35.5%、「わからない」が 15.0%となっている。



N=200

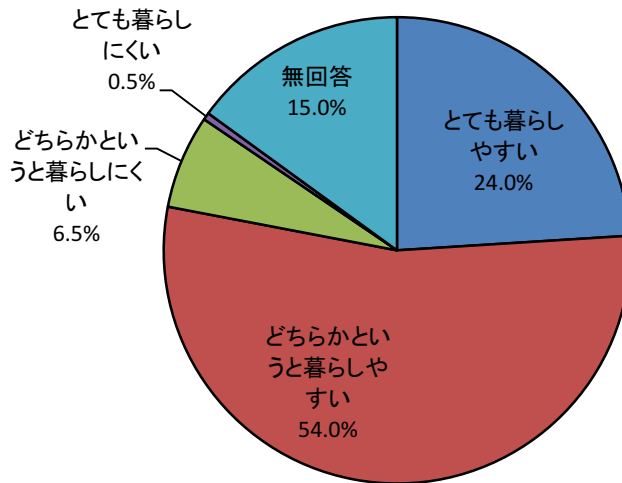
• 災害時に困ること

「安全なところまで、迅速に避難することができるか」が 41.5%と最も多く、次いで「普段受けている投薬や治療が受けられるか」が 41.0%、「避難所生活になじめるか」が 28.5%となっている。



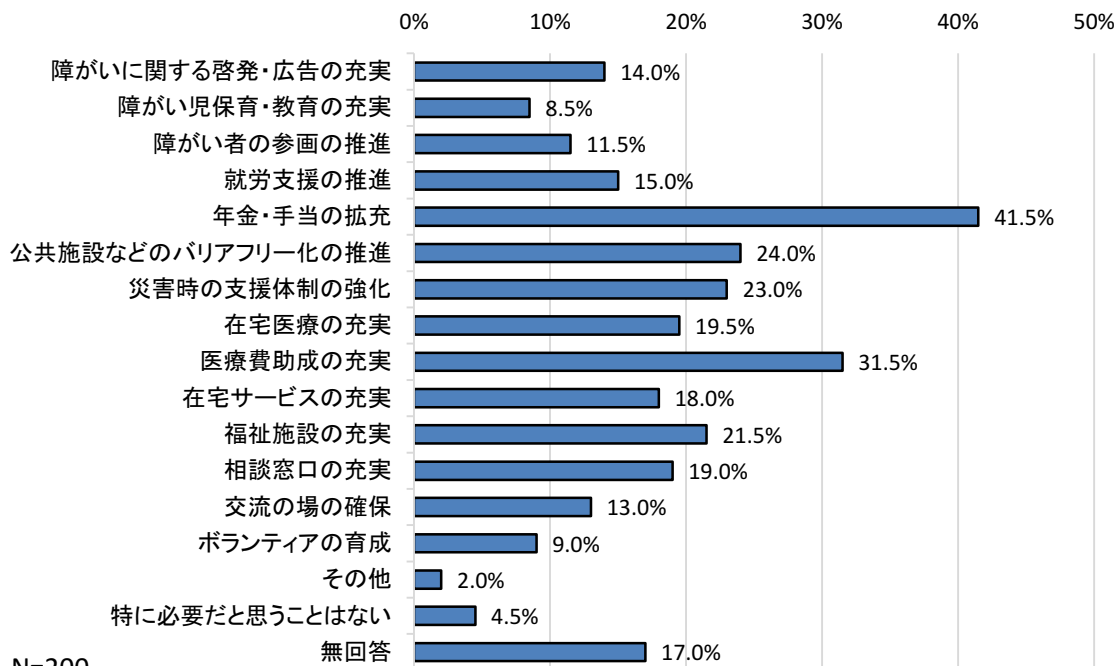
N=200

- 苓北町は障害がある人にとって暮らしやすいまちかについて
「どちらかという暮らしやすい」が 54.0%と最も多く、次いで「とても暮らしやすい」が 24.0%、「どちらかという暮らしにくい」が 6.5%となっている。



N=200

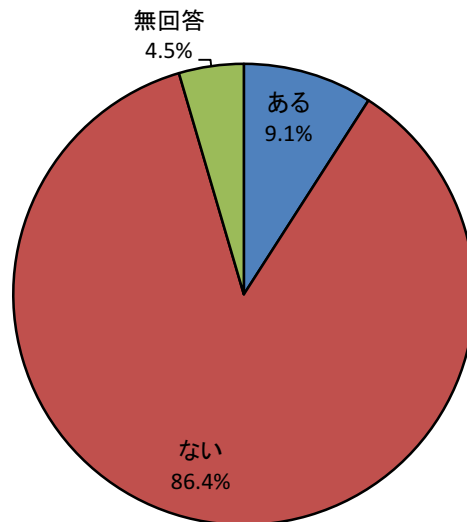
- 障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために必要だと思うことについて
「年金・手当の拡充」が 41.5%と最も多く、次いで「医療費助成の充実」が 31.5%、「公共施設などのバリアフリー化の推進」が 24.0%となっている。



N=200

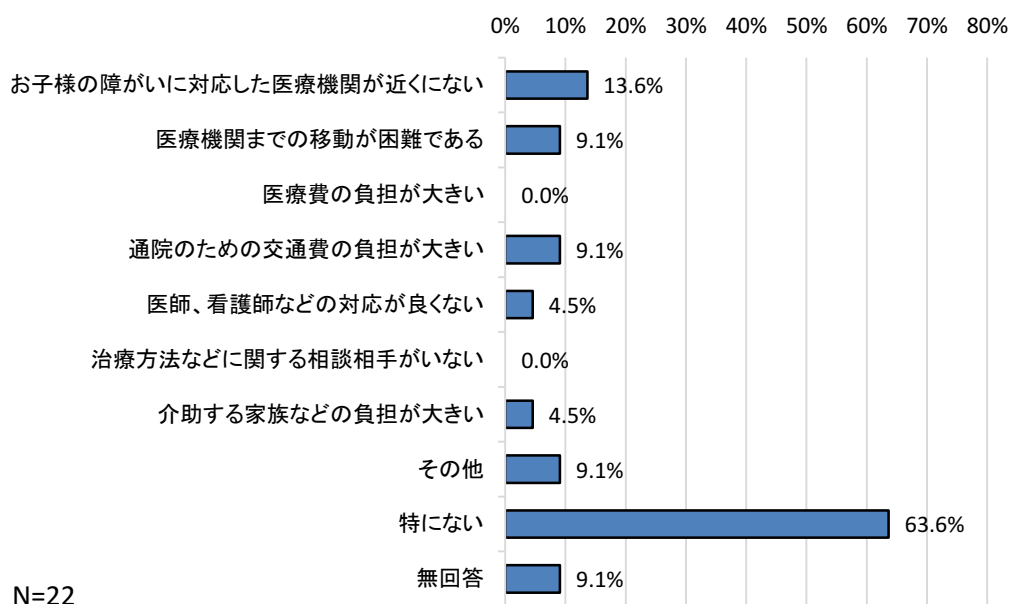
②障がいのある子どもの保護者への調査

- 子どもが発達障がいとして診断されたことがあるかについて
「ある」が9.1%、「ない」が86.4%となっている。



N=22

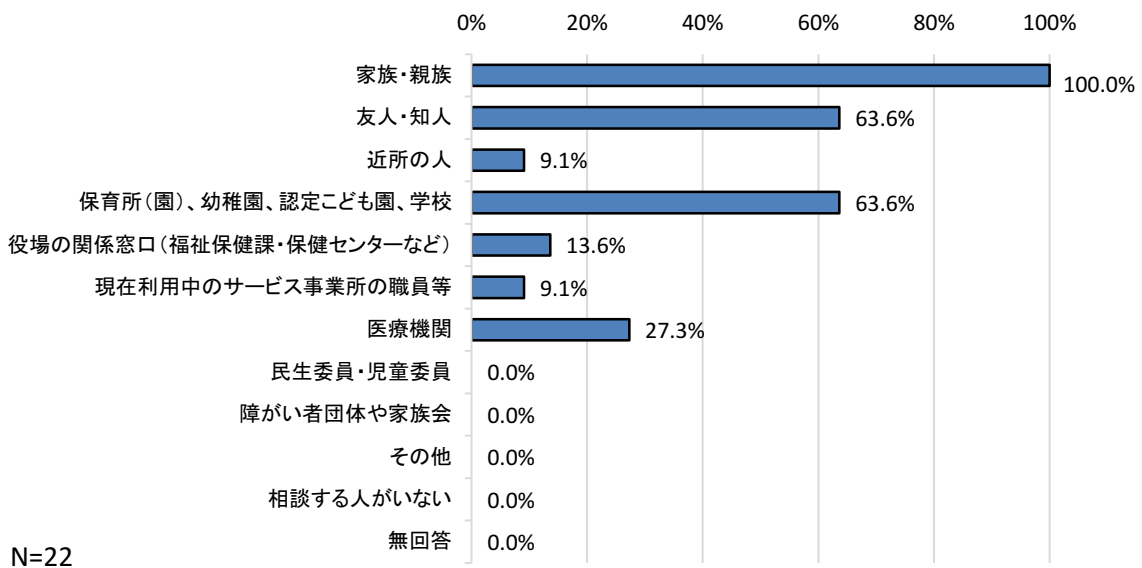
- 医療機関を利用するにあたり、困っていることについて
「特にない」が63.6%と最も多く、次いで「お子様の障がいに対応した医療機関が近くにない」が13.6%、「医療機関までの移動が困難である」「通院のための交通費の負担が大きい」「その他」が9.1%となっている。



N=22

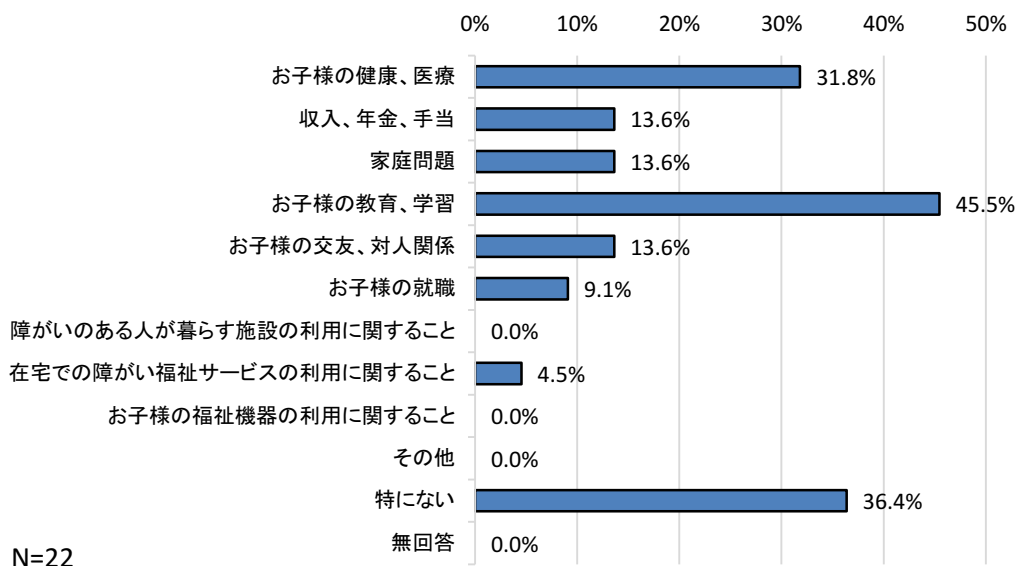
・子どもの支援や困りごとに関する相談の相手について

「家族・親族」が100.0%と最も多く、次いで「友人・知人」「保育所（園）、幼稚園、認定こども園、学校」がともに63.6%、「医療機関」が27.3%となっている。



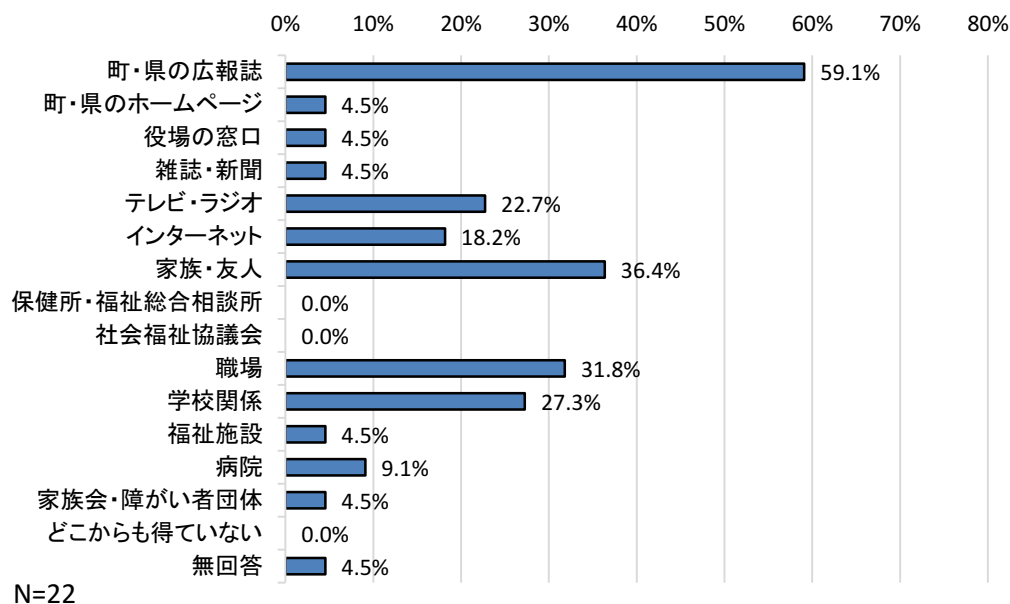
・現在相談している、または相談したいと思っていること

「お子様の交友、対人関係」が45.5%と最も多く、次いで「特にない」が36.4%、「お子様の健康、医療」が31.8%となっている。



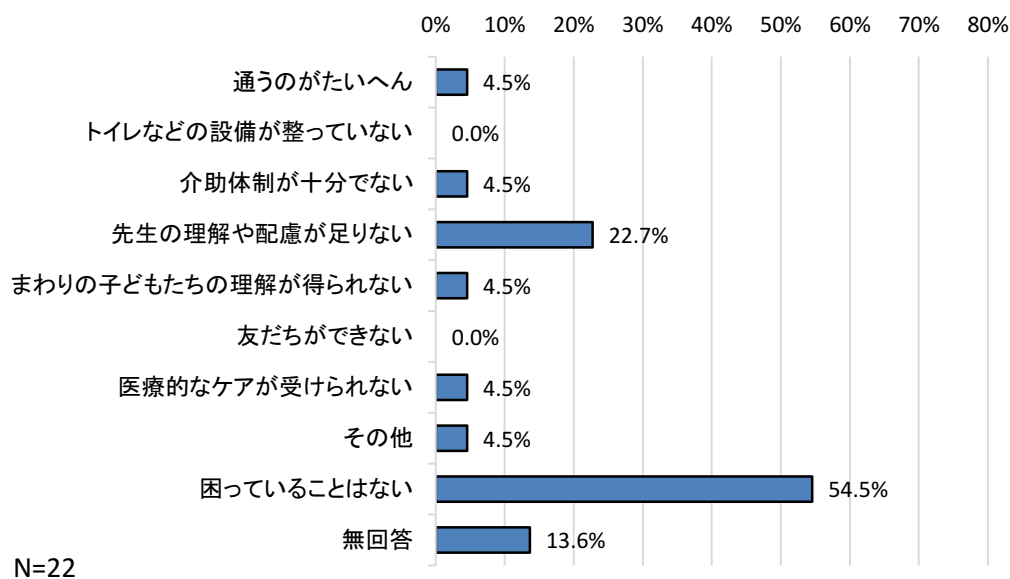
・福祉に関する情報はどこから得ているかについて

「町・県の広報誌」が59.1%と最も多く、次いで「家族・友人」が36.4%、「職場」が31.8%となっている。



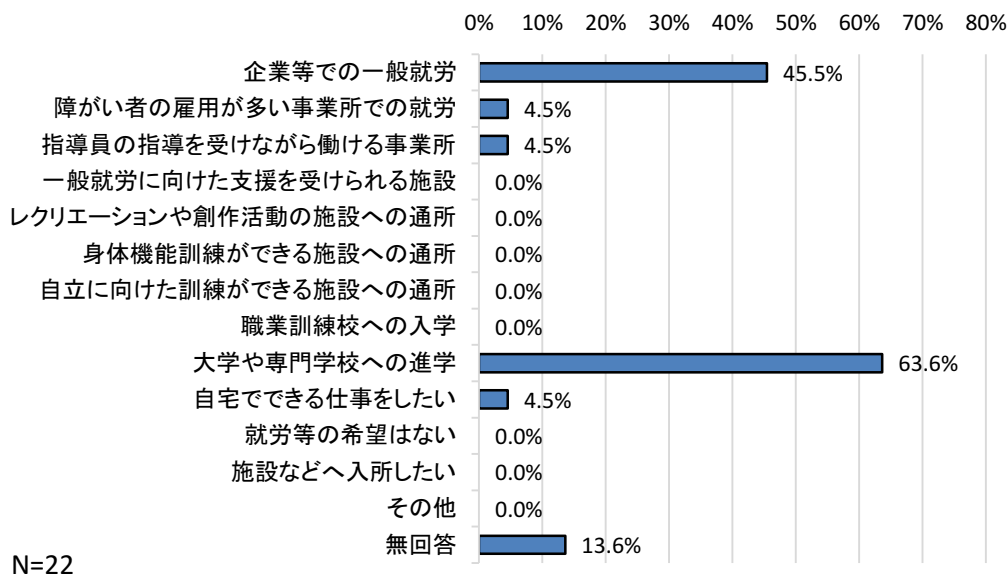
・保育所・幼稚園・認定こども園、小学校などに通っていて困っていることについて

「困っていることはない」が54.5%と最も多く、次いで「先生の理解や配慮が足りない」が22.7%、「通うのがたいへん」「介助体制が十分でない」「まわりの子どもたちの理解が得られない」「医療的なケアが受けられない」「その他」が4.5%となっている。



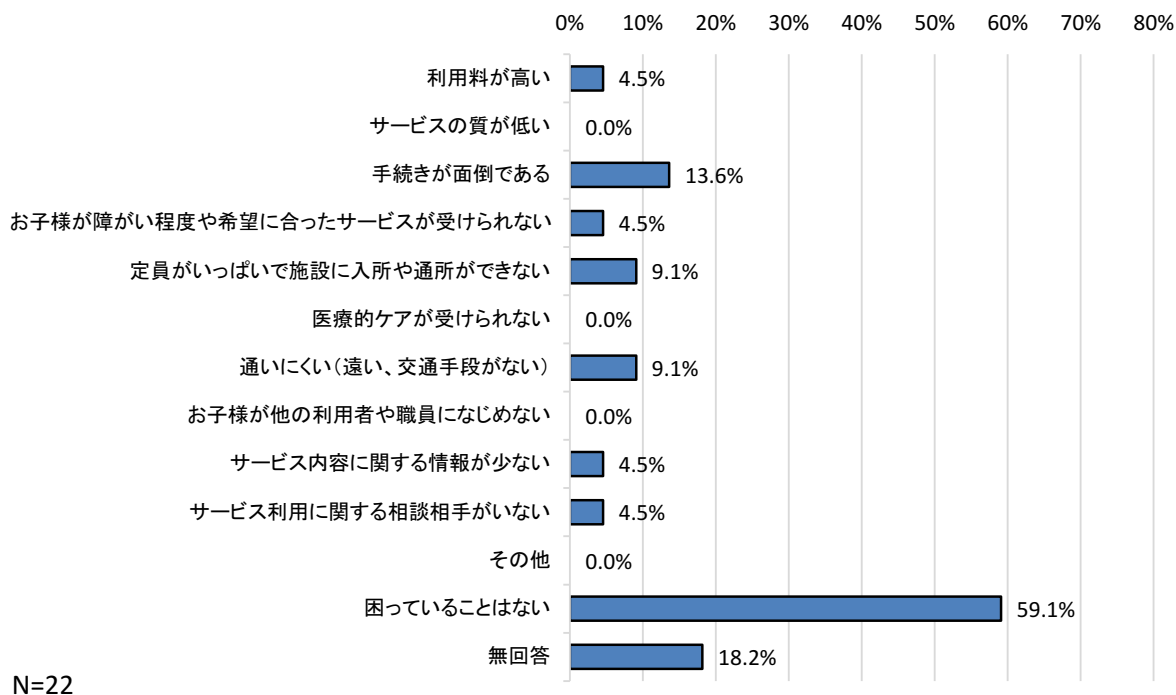
• 子どもの進路の希望について

「大学や専門学校への進学」が 63.6%と最も多く、次いで「企業等での一般就労」が 45.5%、「障がい者の雇用が多い事業所での就労」「指導員の指導を受けながら働ける事業所」「自宅でできる仕事をしたい」が 4.5%となっている。



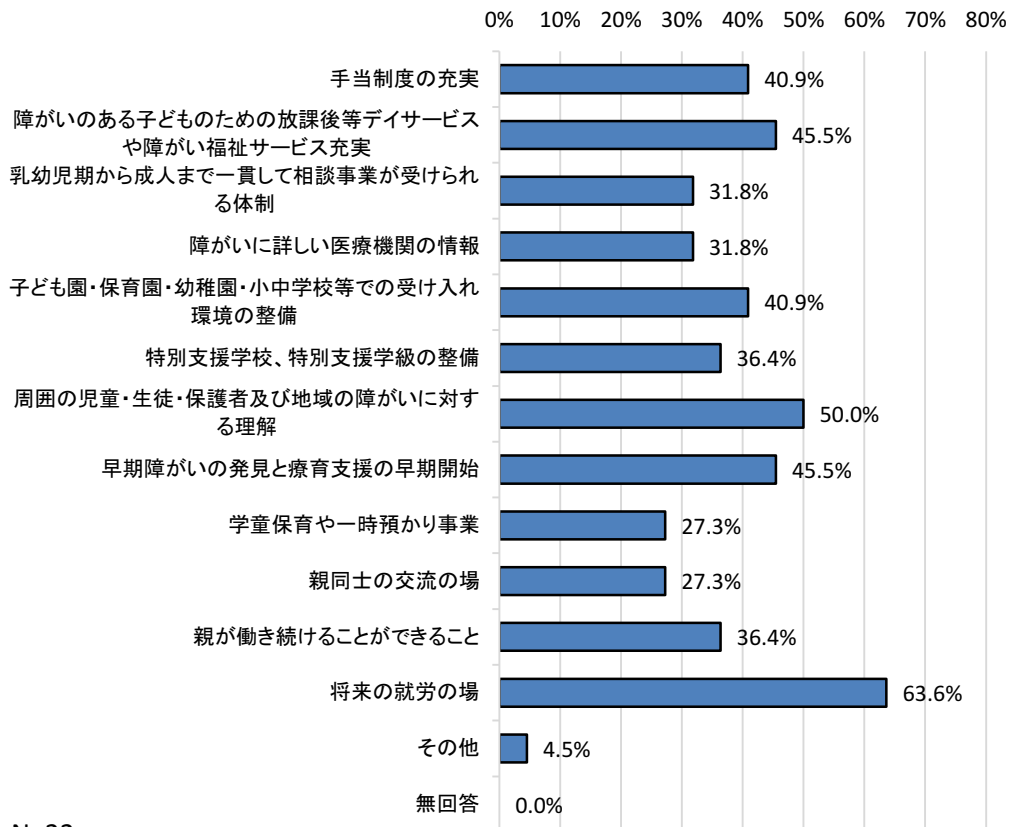
• 福祉サービスを利用するにあたり、お子様やあなたが困っていることについて

「困っていることはない」が59.1%と最も多く、次いで「手続きが面倒である」が13.6%、「定員がいっぱいで施設に入所や通所ができない」「通いにくい(遠い、交通手段がない)」がともに 9.1%となっている。



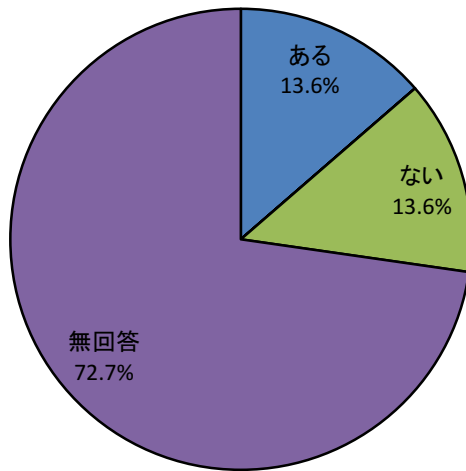
• 障がいのある子どもたちが暮らしやすくなるために必要なことについて

「将来の就労の場」が63.6%と最も多く、次いで「周囲の児童・生徒・保護者及び地域の障がいに対する理解」が50.0%、「障がいのある子どものための放課後等デイサービスや障がい福祉サービス充実」「早期障がいの発見と療育支援の早期開始」がともに45.5%となっている。



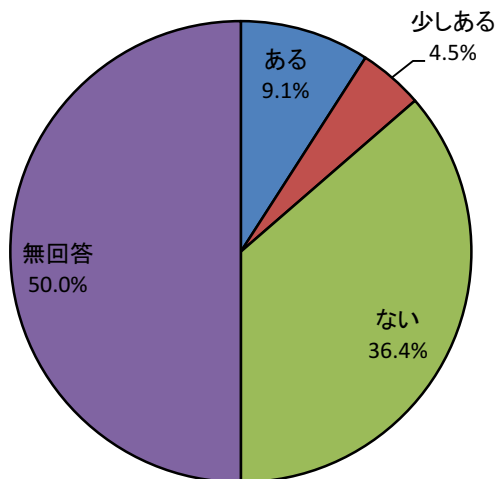
N=22

- 子どもに障がいがあることで、差別や嫌な思いをしたことがあるかについて「ある」、「ない」がともに 13.6%となっている。



N=22

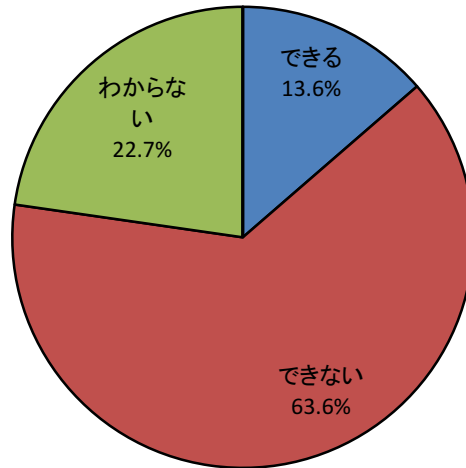
- 子どもに対して、配慮して欲しい（配慮が足りない）と思った経験があるかについて「ない」が 36.4%と最も多く、次いで「ある」が 9.1%、「少しある」が 4.5%となっている。



N=22

- 子どもが災害時に一人で避難することができるかについて

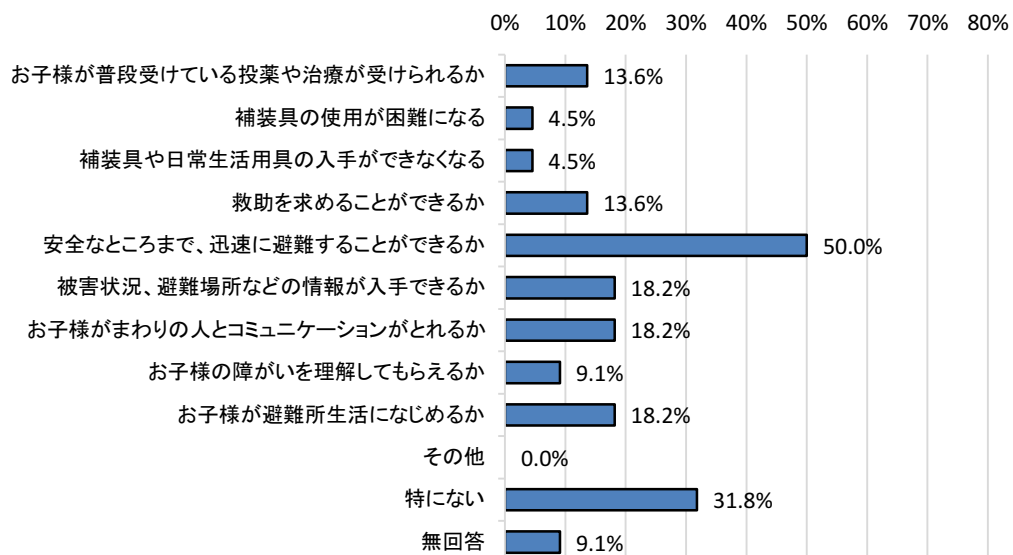
「できない」が63.6%と最も多く、次いで「わからない」が22.7%、「できる」が13.6%となっている。



N=22

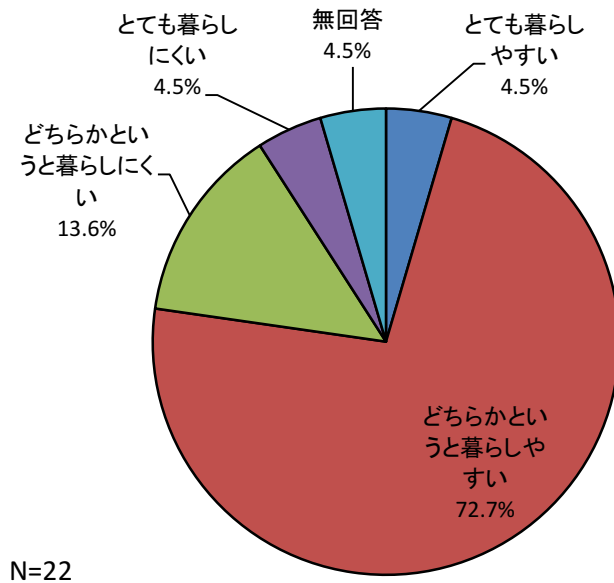
- 災害時に困ること

「安全なところまで、迅速に避難することができるか」が50.0%と最も多く、次いで「特にない」が31.8%、「被害状況、避難場所などの情報が入手できるか」「お子様がまわりの人とコミュニケーションがとれるか」「お子様が避難所生活になじめるか」が18.2%となっている。

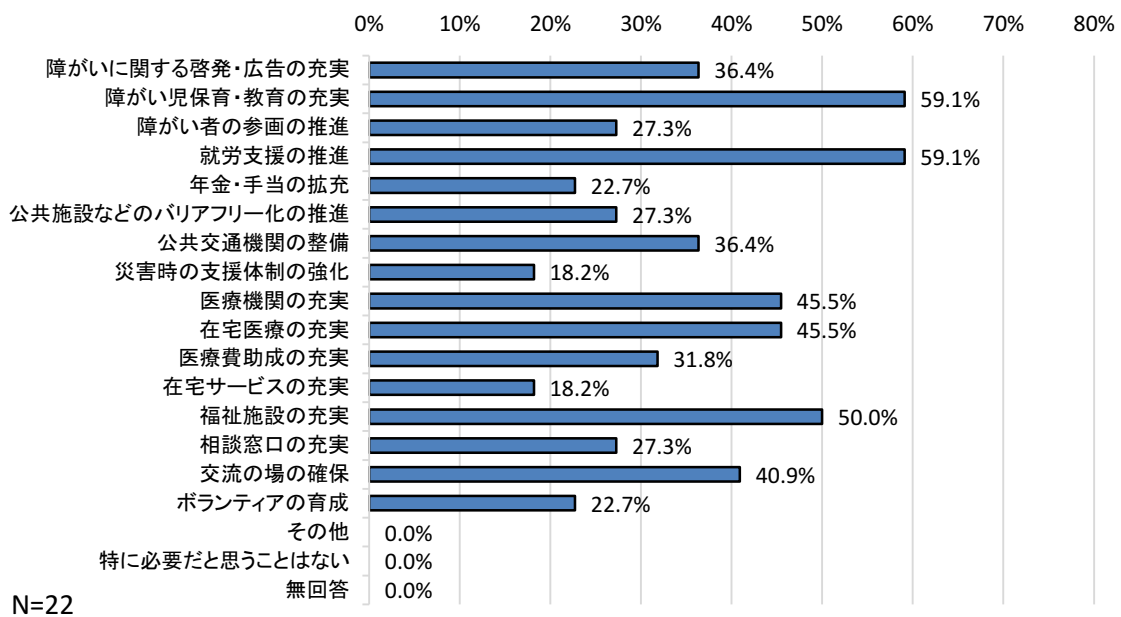


N=22

- 苓北町は障がいがある人にとって、暮らしやすいまちだと思うかについて
「どちらかという暮らしやすい」が72.7%と最も多く、次いで「どちらかという暮らしにくい」が13.6%、「とても暮らしやすい」「とても暮らしにくい」が4.5%となっている。



- 障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なことについて
「障がい児保育・教育の充実」「就労支援の推進」がともに59.1%と最も多く、次いで「福祉施設の充実」が50.0%、「医療機関の充実」「在宅医療の充実」が45.5%となっている。



第3章 計画の推進体制

1. 関係機関との連携

障がい者にかかわる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっています。福祉部門が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。障がい児についても、庁内関係各部門と連携を図りながら、支援が必要な子どもの健全育成に努めます。

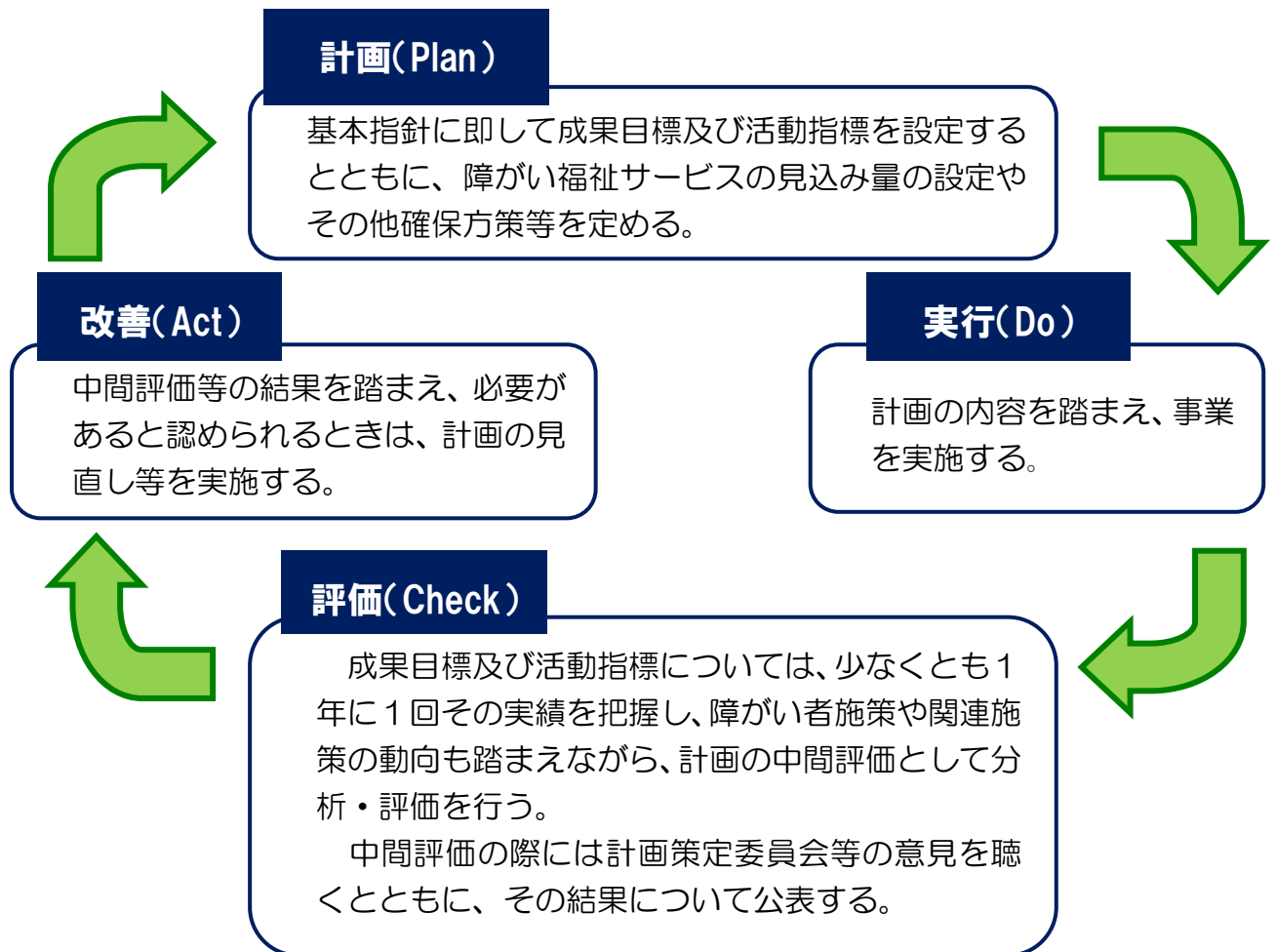
また、計画の実施にあたっては、障がい者、障がい者関係団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、保健・医療関係機関、教育関係機関、ボランティア団体等と連携するとともに、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。

さらに、障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度にかかわる分野もたくさんあります。今後も、国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

2. 計画の進行管理体制

計画策定後は、PDCA サイクルを用いて、「計画策定委員会」などにおいて進行管理を行います。

【障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス】



第2部

第3期障がい者計画

第1章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

苓北町振興計画 ふるさと苓北未来プランにおいては、本町の将来像である「安心していきいきと暮らせる私のふるさと・苓北町」という将来像の実現を目指しています。

本計画の基本理念は、「完全参加と平等」を基本理念として、障がいのある人が地域において自立し、積極的に社会参加でき、その能力を最大限に発揮できる社会の実現を目指すという、苓北町第2期障がい者計画（平成24年度～平成29年度）の基本理念及び基本目標を継承・踏襲するとともに、障がいのある人が自己決定により、あらゆる活動に社会の一員として参画できる「共生社会」の実現を基本理念と定めて、各種施策を推進します。

完全参加と平等

障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという理念のもと、一貫性ある保健・医療・福祉サービスの提供や就学・就労などの自立支援施策の充実、バリアフリーのまちづくりに努め、すべての人が地域の一員として喜びと生きがいに満ちた自立的な暮らしができる共生社会の実現を目指します。

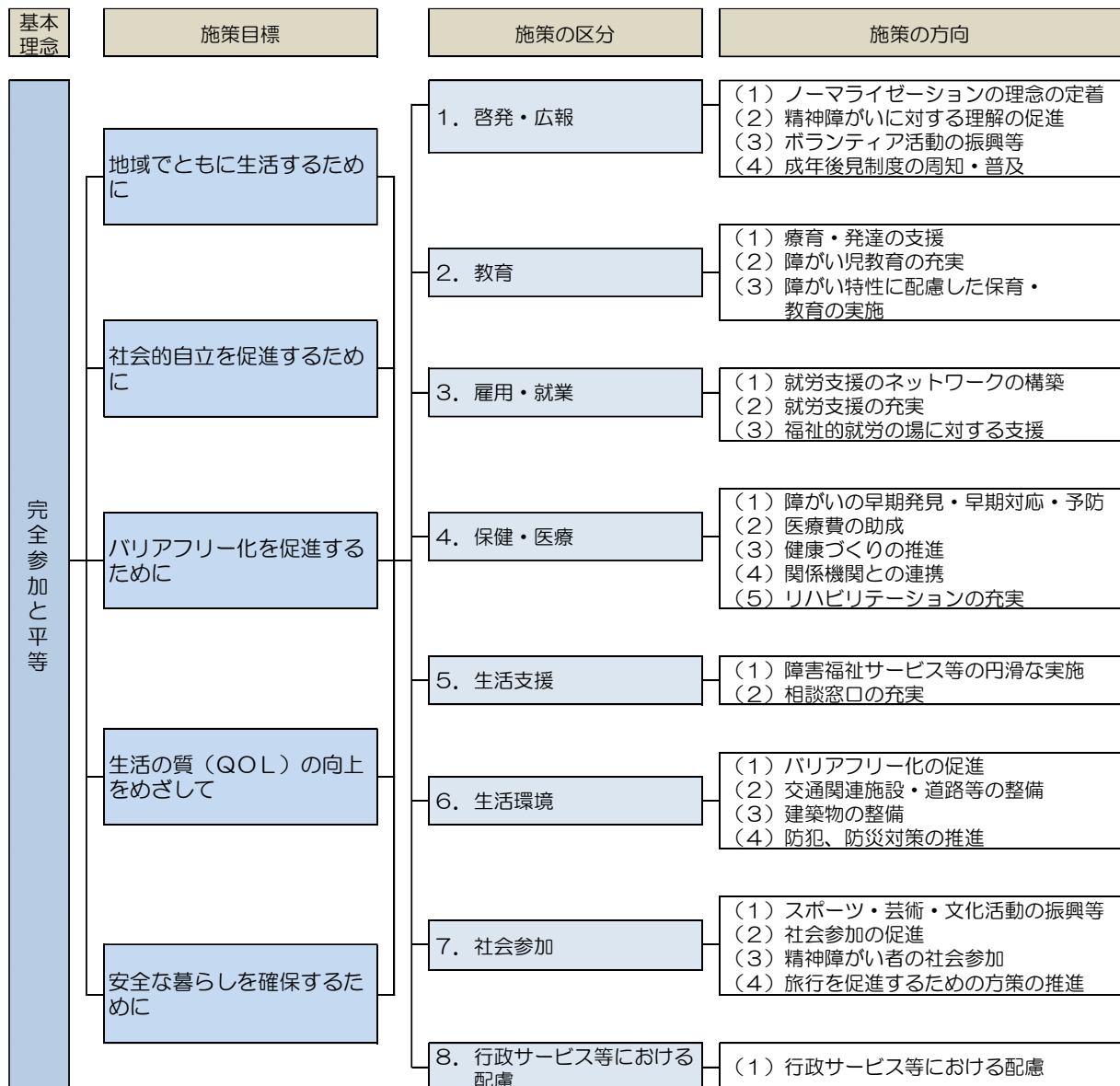
2. 計画の基本的方向

本町ではこれまで、「地域でともに生活するために」、「社会的自立を促進するために」、「バリアフリー化を促進するために」、「生活の質（QOL）の向上をめざして」、「安全な暮らしを確保するために」の5つを障がい者施策の基本的方向とし、障がい者（児）が地域の一員として喜びと生きがいに満ちた自立的な暮らしができる共生のまちを目指し、各施策を推進してきました。

本計画では、施策の基本的方向を継続して施策の更なる推進を図ります。

基本的方向 1	地域でともに生活するために
基本的方向 2	社会的自立を促進するために
基本的方向 3	バリアフリー化を促進するために
基本的方向 4	生活の質（QOL）の向上をめざして
基本的方向 5	安全な暮らしを確保するために

3. 施策の体系



第2章 具体的な施策の展開

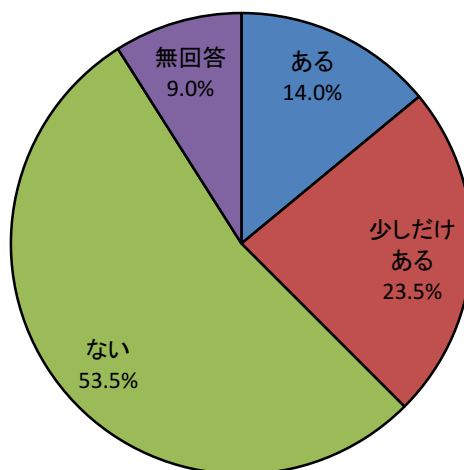
1. 啓発・広報

【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず、すべての人が互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる共生社会を実現するためには、住民や事業者に対して、障がいのある人とその障がいの特性についての正しい理解の促進に努め、障がいのある人に対する精神的な障壁（こころの壁）を取り除くことが必要です。また、新しい制度や考え方等についての正しい知識の周知も推進する必要があります。

アンケート調査の結果では、障がいのある人へ障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるかという設問において、「ない」が 53.5%と最も多いが、「少しだけある」、「ある」と回答した人の割合は 37.5%と、4 割近くの人はまだ差別や嫌な思いをしているという状況にあり、今後も継続して取組みを推進していく必要があります。

<差別や嫌な思いをしたこと>



N=200

【施策の展開】

(1) ノーマライゼーションの理念の定着

障がい者に対する正しい理解と認識を深め、障がい者への合理的配慮や社会参加を促すために、障がい者のしおりや広報誌、ホームページ等を活用し広報活動を促進するとともに、ノーマライゼーションの理念の普及・浸透に努めます。

(2) 精神障がいに対する理解の促進

精神障がい者に対する誤解や偏見をなくし、その社会復帰を推進するため、地域住民に対して精神障がい者に対する正しい知識の普及・啓発を推進するとともに、天草地域自立支援協議会（2市1町）での支援体制の構築を図ります。

(3) ボランティア活動の振興等

障がい者施設等の行事に積極的に参加しボランティア活動を行っています。今後も、積極的にボランティア活動を行うとともに、社会福祉協議会と連携し、各分野で取り組まれているボランティア活動の内容やボランティア団体などに関する現況把握・情報の提供を進め、住民の多様なボランティア活動を育成し、障がいのある人に対する福祉活動を促進します。

(4) 成年後見制度の周知・普及

広報誌、ホームページ等の媒体を活用し、制度の周知に努めます。また、社会福祉協議会と連携し、必要な人へ成年後見制度利用支援事業等の支援を行います。

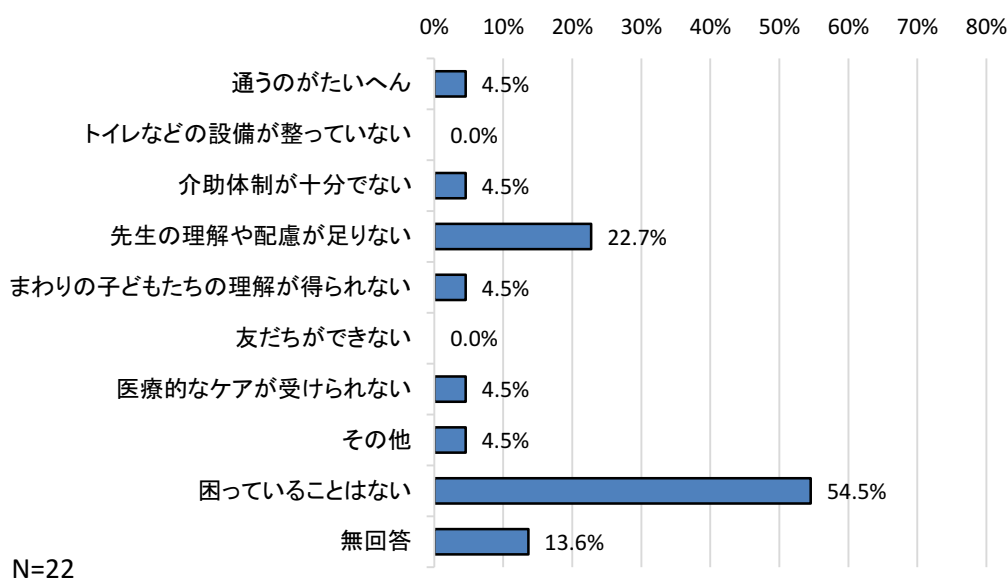
2. 教育

【現状と課題】

療育が必要な子どもの能力や個性を最大限に伸ばすために、発達の遅れや障がいを早期に発見し、早期療育につなげていくことが重要です。今後は療育支援に必要な未就学児の認知や早期支援が必要であり、幼児期における、より専門性の高いきめ細かな療育支援、相談支援の充実が求められています。

アンケート調査の結果では、保育所・幼稚園・認定こども園、小学校などに通っていて困っていることについて、「困っていることはない」の回答を除くと、「先生の理解や配慮が足りない」が 22.7%と最も多くなっており、保育・教育現場における適切な配慮や理解、指導が求められている状況です。

<保育所・幼稚園・認定こども園、小学校などに通っていて困っていること>



【施策の展開】

(1) 療育・発達の支援

- ① 荅北町内にある6か所すべての保育所で、保育を要する障がい児について受け入れ可能な体制が整っています。今後も、保育を要する障がい児が町内の保育所に通所できるような障がい児保育の促進を図ります。
- ② 障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進します。
- ③ 保健師による自宅訪問等の支援を行っています。在宅障がい児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう療育機能の充実に努めます。
- ④ 障害児通所支援を通して日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適用訓練などの療育指導を推進します。
- ⑤ LD（学習障がい）・ADHD（注意欠陥・多動性障がい）・高機能自閉症（知的障がいを伴わない自閉症）などの障がいについて保護者への理解に努めるとともに、適切な福祉サービスの提供に努めます。

(2) 障がい児教育の充実

発達障がいを含む障がいのある児童・生徒の個に応じた指導を充実させるため、小・中学校に「特別支援教室」を設置しています。今後も、県から示される具体的な特別支援教育の推進施策に基づき、教育委員会や専門機関との連携を図りながら、障がいの有無にかかわらずともに学ぶ機会の充実に推進します。

(3) 障がい特性に配慮した保育・教育の実施

特別支援教育に関する教職員の専門性の確保、指導力の向上を図るため、小・中学校等の教員への研修の充実に努めるとともに、通常の学級の中で、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対して効果的な教育活動を行うための支援に努めます。

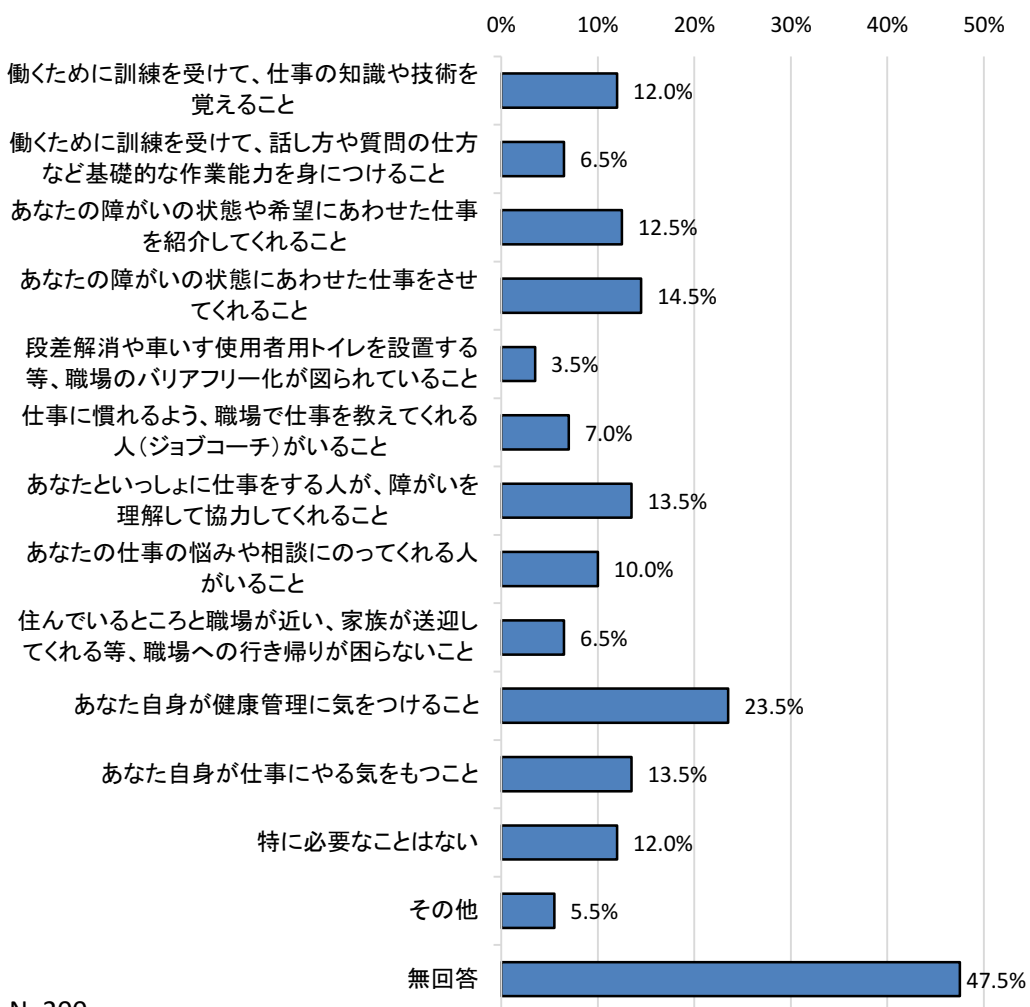
3. 雇用・就業

【現状と課題】

障がい者雇用は、依然として厳しい状況にあります。しかしながら、障がいのある人が地域で自立して生活を送るためには、収入を得ることは重要なことです。就労することで生活のリズムを保つことができ、働いて収入を得ることで、やりがいも享受できます。加えて、いろいろな人とふれあうことができ、社会参加や生きがいも見出すことができます。そのため、一般就労への支援だけでなく、障がい者の特性や適性に応じた幅広い職域での支援が必要となります。

アンケート調査の結果では、就労するために必要なことについての設問において、無回答を除くと、「あなた自身が健康管理に気を付けること」が23.5%と最も多く、次いで「あなたの障がいの状態にあわせた仕事をさせてくれること」が14.5%、「あなたといっしょに仕事をする人が、障がいを理解して協力してくれること」、「あなた自身が仕事にやる気をもつこと」がともに13.5%となっており、日常生活における支援や障がいに関する職場での理解が求められています。

＜就労するために必要なこと＞



N=200

【施策の展開】

(1) 就労支援のネットワークの構築

雇用促進のため、ハローワーク、就労移行支援事業所等の関係機関とのネットワークの構築を図ります。

(2) 就労支援の充実

①仕事先でのサポートをしてくれるジョブコーチ制度の普及啓発に取り組み、利用を促進することで、就職後の職場定着を高めるための支援に努めます。

②障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率制度を中心に町内企業に対して障がいのある人の雇用を拡大するよう働きかけます。また、「法定雇用率」が適用されない中小企業についても苓北町商工会と連携し、障がいのある人の雇用について事業主に理解・啓発を働きかけます。

③企業等に対してトライアル雇用制度の周知に取り組み、活用を促進することで障がい者の雇用機会の創造に努めます。

④住民・事業主に対して、広報誌、ホームページ等を活用し、啓発活動を積極的に行い、障がいのある人が就労を通じて社会参加することの大切さの理解を促進します。

(3) 福祉的就労の場に対する支援

①障がい者施設や相談支援事業所等と連携して、一般企業での就労が難しい障がい者の特性や適性に応じ、就労継続支援A型、就労継続支援B型、地域活動支援センター等の福祉的就労の場の創出に努めます。

②地域活動支援センターは、在宅の障がい者に対し、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業をおこなうことにより、地域における社会参加や生きがいづくりの場として重要な役割を果たすことから、天草自立支援協議会（2市1町）において設置し、運営の支援を行います。

③福祉的就労により生産された生産物の販売ルートの確保についても配慮します。

4. 保健・医療

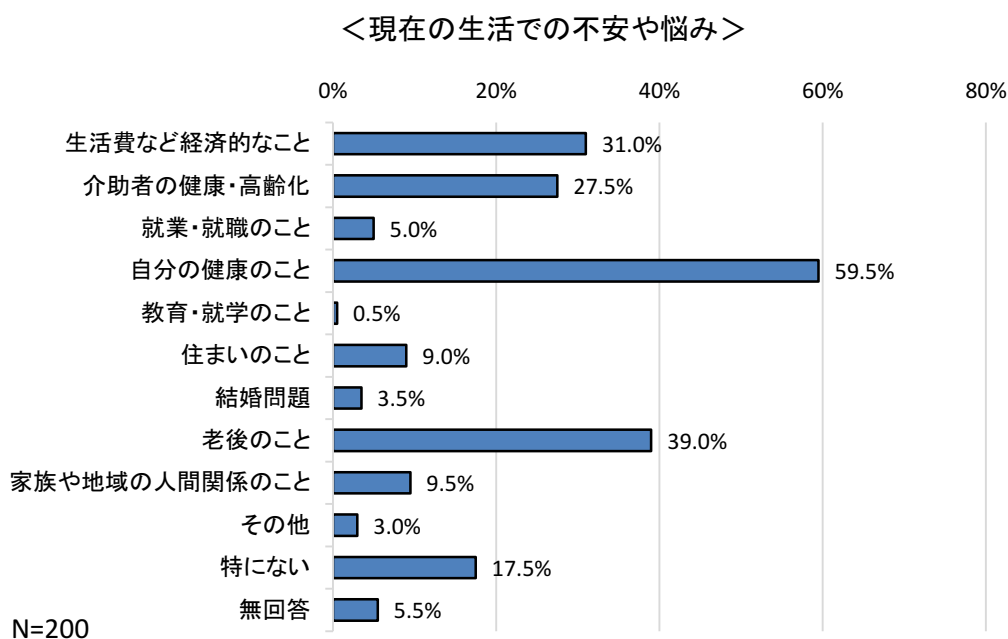
【現状と課題】

障がいの重度化や重複化を防ぐことができるよう、疾病等の予防や早期相談・早期支援に努めるとともに、保健・医療分野と福祉分野とのさらなる連携を進め、障がいの状況に応じたきめ細かな支援体制づくりに取り組む必要があります。

また、誰もが気軽にストレスや悩み、こころの病気について相談できる体制づくりを進めるとともに、精神障がいのある人が地域で自立した生活がおくれ、社会に参加しやすい環境づくりに努める必要があります。

難病を発症した場合、精神的にも経済的にも大きな負担となります。患者の不安の軽減を図るための相談・支援を行うとともに、保健・医療・福祉施策のさらなる充実が求められています。

アンケート調査の結果では、現在の生活での不安や悩みについての設問において、「自分の健康のこと」が59.5%と最も多くなっており、障がいのある人が自身の身体のことについて不安を抱えていることがうかがえます。



【施策の展開】

(1) 障がいの早期発見・早期対応・予防

- ①乳幼児健診や相談支援事業等をはじめ、保育所や学校、関係機関と連携をとることにより、早期発見、早期対応に努めます。
- ②役場窓口や医療機関で相談を受け、情報の共有を行っています。相談窓口を充実させ早期に対応することで、病気の重症化を予防します。
- ③生活習慣病による身体的機能障がいの予防のため、特定健康診査等で早期発見、早期対応することで重症化を予防します。

(2) 医療費の助成

重度心身障害者医療費助成制度により、重度の障がいがある人の医療費の負担を軽くするため、医療機関や調剤薬局で支払う医療費の負担軽減を図ります。

(3) 健康づくりの推進

住民の”自分の健康は自分でまもる”という意識を高めるために、講演会や健康指導等を行っており、それぞれのライフステージに応じた健康づくりを推進します。

(4) 関係機関との連携

医療機関、障がい者施設、相談支援事業所等と連携を行っており、各分野のネットワークの構築に努め、関係機関との連携強化に取り組めます。

(5) リハビリテーションの充実

地域での自立した生活を支えていくため、障がいの程度に応じた継続的かつ総合的な治療・訓練を提供できるよう、関係機関との連携によるリハビリテーションの充実を図ります。

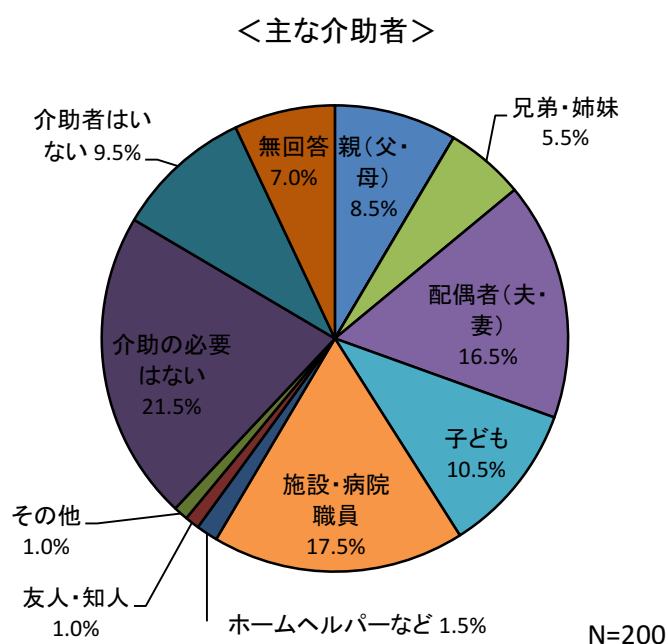
5. 生活支援

【現状と課題】

障がいのある人が自己決定の尊重のもと、住み慣れた地域で安心して暮らすために、個々の状況に対応した福祉サービスの充実を図る必要があります。

また、相談支援体制や障害福祉サービス等の充実、地域生活への移行支援、重度障がい児・者への支援、情報提供の充実とサービスの質の向上など、単一のサービス提供ではなく複合的な利用者本位のサービス提供体制を構築していくことが重要です。

アンケート調査の結果では、主な介助者についての設問において、配偶者や親、子どもなどの家族や親族に介助されている人が4割以上となっています。今後は、生活支援に関するサービスの周知を徹底し、適切な支援に結び付けられるように努めることが重要です。



【施策の展開】

(1) 障害福祉サービス等の円滑な実施

①制度の円滑な実施を図るとともに、ホームページ等での情報発信や広報誌、パンフレットなどでの周知により、わかりやすい情報提供が行なえる環境づくりに努めます。

②障がいのある人が、自らの人生や生き方を選び、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、制度の適正な運用に努めます。複雑な福祉制度の改正やそれに応じたサービスの変更、追加についても、情報の正確な把握に努め、関係部署・関係機関の間での情報共有、連携強化を図ります。

③役場の窓口における手帳交付時や町内で開催される各種集会時に、必要に応じて制度の説明を行っていきます。

(2) 相談窓口の充実

役場窓口や相談支援事業所等で連携し行っており、障がいのある人の日常生活の様々な問題や苦情に対応できる総合的な相談窓口となるように努めるとともに、相談支援事業の充実を図ります。

6. 生活環境

【現状と課題】

障がいのある人が、地域の中で安心して日常生活を送り、社会参加を果たしていくためには、日常生活や外出、社会参加の妨げになる様々なバリア（社会的障壁）を取り除いていく必要があります。

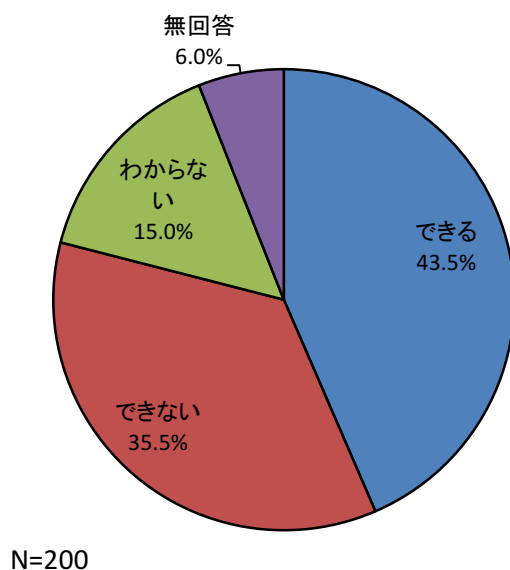
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）、「熊本県やさしいまちづくり条例」に沿って、障がいの有無にかかわらず、誰もが快適で生活しやすい生活環境の整備を推進する必要があります。

平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に障がい者に対する災害対策の重要性が改めて認識され、平成28年4月に発生した熊本地震では、福祉避難所への受入れに問題が発生するなど、その実用性についての再検討が課題となっています。本町でも災害時等への体制づくりを推進し、これまで以上に充実した災害時の支援体制を構築することが求められます。

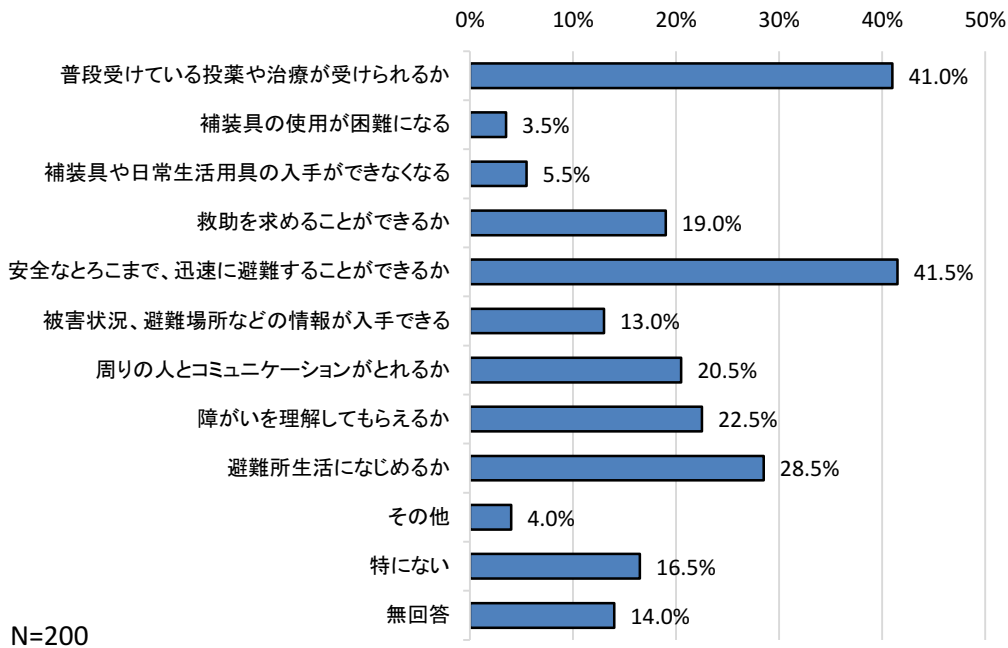
アンケート調査の結果では、災害時に一人で避難できるかという設問に「できる」と回答した人の割合は43.5%となっています。一方、「できない」または「わからない」と回答した人の割合は50.5%となっています。

災害時に困ることについての設問において、「安全なところまで、迅速に避難することができるか」が41.5%と最も多く、次いで「普段受けている投薬や治療が受けられるか」が41.0%、「避難所生活になじめるか」が28.5%と続いており、障がい者等の避難支援、発災時の障がい者等の安全確保、災害後の支援策等が課題であり、有効な方策を早急に検討していく必要があります。

＜災害時の一人での避難＞



<災害時に困ること>



【施策の展開】

(1) バリアフリー化の促進

- ①公民館、文化・スポーツ施設等の公共施設の建替え・補修の際に、ユニバーサルデザインを考慮した住宅整備に努めます。
- ②バリアフリーに対応した民間住宅の整備が推進できるよう、住民に対する公的融資制度の周知を図ります。
- ③障がいのある人が安全で快適な生活を営むことが出来るよう、段差解消、浴槽、スロープ等の設置における住宅改造等の制度を広報誌、ホームページ等を活用し周知を図ります。
- ④旅館、飲食店等の民間施設等について、観光協会等の関係団体と連携し、障がい者が利用しやすいように配慮した整備を行うよう働きかけます。
- ⑤公共施設等に多目的トイレの設置し、障害のある人が使いやすい環境づくりを推進しています。引き続きに障害のある人が安心して生活できる環境づくりに努めます。

(2) 交通関連施設・道路等の整備

福祉施設、医療施設の周辺において整備を進めています。すべての人が安全で快適に利用できる歩行空間の確保に努め、歩行者の利用が見込まれる主な道路については、車いすがすれ違える幅の広い歩道の整備を推進します。

(3) 建築物の整備

①町が新たに設置する施設等については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)、「熊本県やさしいまちづくり条例」に基づき、障がい者等に配慮した整備を行うとともに、既存の建築物については、緊急性の高いものからバリアフリー化を推進します。

②社会教育施設については、聴覚障害者・視覚障害者向けの対応にも配慮しながら整備を促進します。

(4) 防犯、防災対策の推進

①高齢者、障がい者等が犯罪被害にあうことのないよう、民生委員・児童委員・消費生活相談員等が連携し、地域での見守り活動や啓発活動を行い、防犯対策の強化・充実に努めるとともに、地域における防犯活動の充実を図ります。

②要支援者・要配慮者名簿等を作成しています。区長、地域住民、消防団等と連携し、地域防災対策の充実を図りながら、ネットワークの構築を推進します。

③住民の防災意識を高め、災害の予防に努めるとともに、行政区単位等において自主防災組織を設立し、災害時に迅速かつ的確に対応できるよう住民を含めた町内全域における防災体制の整備や天草島内での広域的な防災体制の確立に努めます。

④災害時にスムーズな受入れや対応ができるように、各福祉避難所との連携の強化を図ります。また、要配慮者が安心して避難できるよう、福祉避難所についての周知・啓発を図ります。さらに、災害時における社会福祉施設への受入れに向けて、協定締結に努めます。

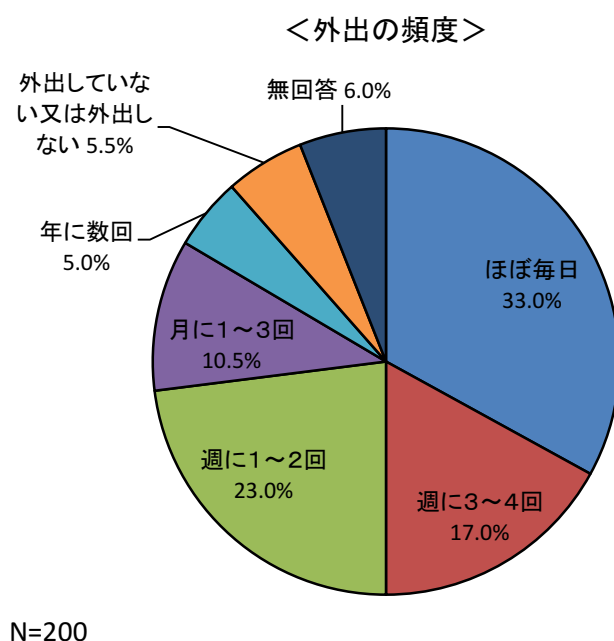
7. 社会参加

【現状と課題】

障がいのある人が住み慣れた地域で、自分らしく生活するためには、日常生活に関わる様々な情報を入手することが必要です。そのため、それぞれの障がいの特性に応じて、情報提供方法の工夫や情報伝達手段の確保を進めていくことが重要な課題となっています。

また、スポーツ活動、文化芸術活動、レクリエーション活動等は、だれにとっても生活を豊かにする上で重要な要素です。障がいのある人が一人でも多く希望する活動に参加し、その楽しさを享受できるよう、参加促進のための支援を行う必要があります。

アンケート調査の結果では、外出時の頻度についての設問において、約5割が「週に1～2回」や「週に3～4回」の頻度の外出と回答しており、障がい者がさまざまな地域活動やスポーツ、文化活動に参加でき、生活の質を高めていくことができるような環境が必要です。



【施策の展開】

(1) スポーツ・芸術・文化活動の振興等

- ①熊本県身体障害者福祉協会等のスポーツ大会への参加やグラウンドゴルフ大会を開催しています。各種趣味講座、作品の展示会及びスポーツ大会、レクリエーション教室を実施していくうえで、地域の障がい者団体と意見を交換し、気軽に誰でも参加しやすい内容の大会等を行うことに努めます。
- ②障がい者が手軽に利用できる施設の整備を図り、自然環境あふれる中で健康づくりを育む機会の充実に努めます。
- ③町が行う各種イベントについても、障がいのある人が参加しやすいものとなるように努め、地域住民との交流を図ります。

(2) 社会参加の促進

- ①苓北町身体障害者福祉協会と協議し、「障害者週間」(毎年12月3～9日)等において、イベントの実施を図り、住民の意識づくりを進めます。
- ②障がい者の社会参加に必要な援助を行う社会参加促進事業の推進を図ります。
- ③障がい者の社会参加を促進するため、公営施設の入場料・使用料の減免措置を充実します。

(3) 精神障がい者の社会参加

- ①精神障がい者の生活自立と社会復帰を支援するため、天草地域自立支援協議会(2市1町)において支援の方法等を協議し、相談指導体制の充実や障がい者グループ活動の育成、就労支援に努めます。
- ②精神障害者保健福祉手帳の所持者に対する交通費の割引の制度化を要望していきます。

(4) 旅行を促進するための方策の推進

- 障がい者に配慮した宿泊施設や観光情報の提供体制を促進するとともに、観光協会等との連携を強化します。

8. 行政サービス等における配慮

【現状と課題】

平成26年1月に障害者権利条約が批准され、関連する国内法の整備も進む中で、我が国の障がい福祉施策は新たな展開を迎えており、行政機関の職員の意識向上が求められています。障がい者がそれぞれの障がいの特性に応じた適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障がい者の理解を促進する必要があります。

【施策の展開】

(1) 行政サービス等における配慮

- ①さまざまな行政手続きに携わる職員に対して、障がい者に関する理解を促進することにより、障がい者にとって利用しやすいように、行政手続きの簡素化や窓口の一本化に努めます。
- ②行政情報の提供にあたっては、年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、サービスが円滑に利用できるよう配慮します。また、点字による情報の提供等、障がいの特性及び障がい者の生活実態に応じた情報の提供に努めます。
- ③移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化や投票設備の設置等、投票環境の向上に向けた取組を推進し、障がいのある人が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう努めます。
- ④不在者投票の適切な実施により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めます。

第3部

第5期障がい福祉計画・

第1期障がい児福祉計画

第1章. 障がい福祉計画の考え方

本計画では、国の基本指針に基づき次項に挙げる6項目の基本的方向について障がい福祉計画・障がい児福祉計画を定め、今後の施策を推進していきます。

(1) 地域における生活の維持及び継続の推進

障がい者の高齢化や重度化、親亡き後の生活を見据え、施設入所から地域への移行や親元から離れた暮らしの支援など自立した地域生活の支援を推進し、その支援のひとつとなる地域生活支援拠点の整備を検討します。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

(3) 就労定着に向けた支援

障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援に努めます。

(4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築、切れ目ない支援と保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図ります。

(5) 「地域共生社会」の実現に向けた取組

住民が主体的に地域づくりに取組むための仕組み作りや、障がい者（児）及びその世帯等が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健・医療・福祉サービスにつなげる等関係機関との連携を図ります。

(6) 発達障害者支援の一層の充実

発達の遅れや障がいがあることが疑われる子どもについて、育児に不安を持つ保護者等の相談・指導等を通じて、発達障がいへの理解を深めます。また、障がいの早期発見と早期対応、地域での療育体制と継ぎ目のない支援に努めます。

第2章 計画の目標値の設定

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 施設入所者の地域生活への移行

平成 32 年度末における地域生活移行者数が平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9% 以上とする国の基本指針に基づいて、本町では地域生活移行者数を 3 人とします。

項目	人数等	考え方
施設入所者数	28 人	平成 28 年度末の施設入所者数
平成 32 年度末の地域生活移行者数	3 人 10.7%	施設入所からグループホーム等への移行見込み

(2) 施設入所者の削減

平成 32 年度末の施設入所者数を、平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減することとする国の基本指針に基づいて、本町では施設入所者の削減数を 1 人とします。

項目	人数等	考え方
施設入所者数	28 人	平成 28 年度末の施設入所者数
平成 32 年度末の施設入所者数	27 人	平成 32 年度末見込み
削減見込み	1 人 3.6%	削減見込み

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することとする国の基本指針に基づいて、本町では平成 32 年度までに、天草圏域での設置に努めます。

3. 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備について、平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 カ所以上を整備することとする国の基本指針に基づいて、本町では平成 32 年度までに、天草圏域で 1 カ所の整備を目指します。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

平成 32 年度中の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上とする国の基本指針に基づいて、本町では一般就労への移行者数を 1 人とします。

項目	人数	考え方
一般就労移行者数	0 人	平成 28 年度実績
平成 32 年度の一般就労移行者数	1 人	平成 32 年度見込み

(2) 就労移行支援事業の利用者数

平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す国の基本指針に基づいて、本町では就労移行支援事業の利用者数を 1 人とします。

項目	人数	考え方
就労移行支援事業の利用者数	0 人	平成 28 年度末実績
平成 32 年度末の就労移行支援事業の利用者数	1 人	平成 32 年度末見込み

5. 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置

平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも 1 か所以上設置することとする国の基本指針に基づいて、本町では地域療育関係会議等及び天草自立支援協議会運営部会で検討し、天草圏域で 1 か所の設置を目指します。

(2) 保育所等訪問支援の充実

平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとする国の基本指針に基づいて、本町では地域療育関係会議等及び天草自立支援協議会運営部会で検討します。

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保

平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも 1 か所以上確保することとする国の基本指針に基づいて、本町では地域療育関係会議等及び天草自立支援協議会運営部会で検討し、天草圏域で 1 か所の事業所の設置を目指します。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることとする国の基本指針に基づいて、本町では既存の組織を利用し、今後、医療的ケア児の支援が必要な場合に備え、協議ができるように茶北町での設置を目指します。

第3章 障害福祉サービス等の見込み量

平成30年度から平成32年度までの障害福祉サービス等の必要量の見込み及び提供体制整備についての基本的な考え方は以下の通りです。

1. 訪問系サービス

障がい者が地域で生活していくために必要な訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の各サービス)を充実させます。また、今後想定されるニーズの増加に応えられるサービス提供体制の充実とサービスの質の向上を図ります。

【サービスの主な対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害支援区分1以上である人	自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	障害支援区分4以上で重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人	自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者	移動時や外出先で視覚的情報の支援(代筆・代読含む)や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする人(障害支援区分3以上)	行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人(障害支援区分6)で ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がい者で、 ・ALS患者など、呼吸管理が必要な身体障がい者 ・最重度の知的障がい者 ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助等)を包括的に提供します。

【第4期計画と実績】

サービス種別	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
居宅介護	人分/月	4	3	5	5	6	7
	時間分/月	-	17	-	30	-	37
重度訪問介護	人分/月	1	1	1	1	1	1
	時間分/月	-	91	-	122	-	105
同行援護	人分/月	1	0.25	1	0.17	1	0.10
	時間分/月	-	1	-	1	-	0.35
行動援護	人分/月	0	0	0	0	0	0
	時間分/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	人分/月	0	0	0	0	0	0
	時間分/月	0	0	0	0	0	0

【第5期計画の見込】

サービス種別	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護	人分/月	8	9	10
	時間分/月	42	54	60
重度訪問介護	人分/月	1	1	1
	時間分/月	160	160	160
同行援護	人分/月	1	1	1
	時間分/月	2	2	2
行動援護	人分/月	0	0	0
	時間分/月	0	0	0
重度障害者等包括支援	人分/月	0	0	0
	時間分/月	0	0	0

2. 日中活動系サービス

地域生活を送る上で希望に応じたサービス利用を保障するため、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護）及び短期入所事業について、充実させます。

また、就労移行支援事業等の推進により、今後さらに障がい者の福祉施設から一般就労への移行を目指します。

【サービスの主な対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人で、 ①49 歳以下の場合、障害支援区分3以上（施設入所は区分4以上） ②50 歳以上の場合、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、創作的活動または生産活動等の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ②特別支援学校を卒業し、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人	地域生活を営むうえで必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに 18 か月以内の利用期間が設定されます）
自立訓練（生活訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ②特別支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人	地域生活を営むうえで必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに 24 か月以内、長期入院者の場合は 36 か月以内の利用期間が設定されます）

サービス名	主な対象者	サービス内容
就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる 65 歳未満の人	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。（利用者ごとに 24 か月以内の利用期間が設定されます）
就労継続支援（A型）	就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人で（利用開始時に 65 歳未満） ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった人 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、雇用には結びつかなかった人 ③就労経験のある人で、現在雇用関係がない人	雇用契約に基づき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労継続支援（B型）	就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用には結びつかない人などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人 ①企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人 ②就労移行支援を利用したが、B 型の利用が適当と判断された人 ③50 歳に達しているまたは障害基礎年金 1 級受給者	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である人に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

サービス名	主な対象者	サービス内容
【新規サービス】 就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要な支援を行います。
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①ALS 患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の人 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障害支援区分5以上の人	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気などで一時的に居宅で介護が受けられなくなり、短期間施設への入所を必要とする障がい者 【福祉型】 (1) 障害支援区分 1 以上である障がい者 (2) 障がい児の支援の度合いに応じて厚生労働大臣が定める区分における区分 1 以上に該当する障がい児 【医療型】 遷延性意識障がい児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する人及び重症心身障がい児・者等	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

【第4期計画と実績】

サービス種別	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
生活介護	人分/月	36	38	37	38	38	40
	人日分/月	22	19	22	20	22	21
自立訓練（機能訓練） （生活訓練）	人分/月	6	3	8	1	9	1
	人日分/月	22	15	22	20	22	13
就労移行支援	人分/月	2	0.5	3	0	4	0
	人日分/月	22	11	22	0	22	0
就労継続支援A型	人分/月	4	5	5	4	6	6
	人日分/月	22	20	22	21	22	0
就労継続支援B型	人分/月	22	21	24	21	26	20
	人日分/月	22	21	22	20	22	20
療養介護	人分/月	4	4	4	4	4	5
短期入所（福祉型）	人分/月	6	5	7	5	8	6
	人日分/月	62	66	72	60	82	36
短期入所（医療型）	人分/月	2	2	2	2	2	2
	人日分/月	25	5	25	16	25	15

※「人日分」・「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数」

【第5期計画の見込】

サービス種別	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	人分/月	42	43	44
	人日分/月	924	946	968
自立訓練（機能訓練） （生活訓練）	人分/月	2	3	3
	人日分/月	44	66	66
就労移行支援	人分/月	1	1	1
	人日分/月	22	22	22
就労継続支援A型	人分/月	6	7	8
	人日分/月	132	154	176
就労継続支援B型	人分/月	20	20	20
	人日分/月	440	440	440
就労定着支援	人分/月	0	0	0
療養介護	人分/月	5	5	5
短期入所（福祉型）	人分/月	8	9	10
	人日分/月	40	45	50
短期入所（医療型）	人分/月	5	5	5
	人日分/月	30	30	30

※「人日分」・「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数」

3. 居住系サービス

施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する障がい者に対し、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図り、地域生活への移行を推進します。

【サービスの主な対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
【新規サービス】 自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人等	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人に対して、定期的に居宅を訪問のうえ、生活の状況を確認し、必要な助言や医療機関等との調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	就労、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している人で、地域で自立した日常生活を営むうえで、相談等の日常生活上の援助が必要な人	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。
施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人(50歳以上の場合は区分3以上) ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。(自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます)

【第4期計画と実績】

サービス種別	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度 (7 月末現在)	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
共同生活援助	人分/月	13	11	15	10	17	10
施設入所支援	人分/月	28	28	28	29	27	30

【第5期計画の見込】

サービス種別	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	人分/月	0	0	1
共同生活援助	人分/月	10	10	10
施設入所支援	人分/月	28	28	27

4. 相談支援

障がい者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むための障がい福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制の充実を図ります。

【サービスの主な対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がい者	サービス利用支援は障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘察し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘察してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設または児童福祉施設に入所している障がい者 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に1年以上入院している精神障がい者	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
地域定着支援	居宅において単身または家庭の状況等により同居している家族による緊急時の支援を受けられない障がい者	対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

【第4期計画と実績】

サービス種別	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
計画相談支援	人分/月	17	24	25	28	33	29
地域移行支援	人分/月	1	0	1	0	1	2
地域定着支援	人分/月	1	1	1	1	1	0

【第5期計画の見込】

サービス種別	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	人分/月	30	31	32
地域移行支援	人分/月	1	1	1
地域定着支援	人分/月	1	1	1

5. 障害児通所支援・障害児相談支援

障がいのある子どもとその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。「苓北町子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、障がいのある子どもに対する居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援を確保します。

【サービスの主な対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がい児	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児	授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児	保育所、小学校、放課後児童クラブ等、児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行います。
【新規サービス】 居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がい児	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援(児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援)を利用するすべての障がい児	障害児支援利用援助は障害児通所給付費の申請に係る障がい児の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成等を行います。 継続障害児支援利用援助は障害児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直しを行い、障害児支援利用計画の変更等を行います。

【第4期計画と実績】

サービス種別	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
児童発達支援	人分/月	6	5	5	3	4	3
	人日分/月	30	10	20	6	10	6
放課後等デイサービス	人分/月	3	3	5	3	7	5
	人日分/月	15	20	25	10	35	10
保育所等訪問支援	人分/月	0	0	0	0	0	0
	人日分/月	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	人分/月	0	0	0	0	0	0
	人日分/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	3	9	4	9	4	11

※「人日分」・「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数」

【第5期計画の見込】

サービス種別	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	人分/月	3	4	5
	人日分/月	15	20	25
放課後等デイサービス	人分/月	9	10	11
	人日分/月	81	90	99
保育所等訪問支援	人分/月	0	0	0
	人日分/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人分/月	0	0	0
	人日分/月	0	0	0
医療型児童発達支援	人分/月	0	0	0
	人日分/月	0	0	0
障害児相談支援	人/月	12	14	16

※「人日分」・「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数」

第4章 地域生活支援事業の推進

障がい者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づいた地域生活支援事業を実施します。

1. 必須事業

●相談支援事業

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その保護者や介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。

●成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有用と認められ、支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難と判断される障がい者に対し、成年後見制度が利用できるよう支援を行います。

●意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者等の派遣などを行い、点訳、音訳その他障がい者にわかりやすい方法により障がい者が地域生活をする上で必要な情報など支援し、意思疎通ができるよう努めます。

●日常生活用具給付事業

重度の身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付を行います。

●手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得することで、障がい者福祉の向上を図ります。

●移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対し、円滑に外出ができるよう社会生活上不可欠な外出の支援を行い、地域における自立した生活などへの社会参加を促進します。

●地域活動支援センター事業

在宅の障がい者に対し、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を行うことにより、障がい者及びその家族の地域における生活を支援し、在宅の障がい者の自立及び社会参加の促進を図ります。

【第4期計画と実績】

サービス名	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
障害者相談支援事業							
相談支援事業	箇所数	6	6	6	6	6	6
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	0	1	0	1	0
意思疎通支援事業・ 手話奉仕員養成研修事業	実人員	1	1	1	0	2	0
日常生活用具給付等事業	件/年	125	107	137	111	149	111
介護・訓練用支援用具	件/年	1	3	1	0	1	0
自立生活支援用具	件/年	1	0	1	0	1	0
在宅療養等支援用具	件/年	1	0	1	0	1	0
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	0	1	1	1	1
排泄管理支援用具	件/年	120	104	132	109	144	110
住宅改修費	件/年	1	0	1	1	1	0
移動支援事業	箇所数	-	2	-	3	-	3
	人/月	20	14	21	16	22	16
地域活動支援センター事業	箇所数	1	1	1	1	1	1

【第5期計画の見込】

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者相談支援事業				
相談支援事業	箇所数	6	6	6
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1
意思疎通支援事業・ 手話奉仕員養成研修事業	実人員	1	1	1
日常生活用具給付等事業	件/年	121	126	131
介護・訓練用支援用具	件/年	2	2	2
自立生活支援用具	件/年	1	1	1
在宅療養等支援用具	件/年	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	1	1
排泄管理支援用具	件/年	115	120	125
住宅改修費	件/年	1	1	1
移動支援事業	箇所数	3	3	3
	人/年	17	18	19
地域活動支援センター事業	箇所数	1	1	1

2. 任意事業

●日中一時支援事業

日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等に、日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

【第4期計画と実績】

サービス種別	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
日中一時支援事業	人/年	12	1	12	2	12	6

【第5期計画の見込】

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援事業	人/年	12	12	12